

令和4年7月12日	資料1
第1回東京都保険者協議会 第1回特定健診・特定保健指導特別部会	

令和4年度
第1回 東京都保険者協議会
議 案

東京都保険者協議会

目 次

第1号議案	令和3年度	東京都保険者協議会事業報告について	1
第2号議案	令和3年度	東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出決算について	47
第3号議案	令和4年度	東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算補正について	61

第1号議案

令和3年度 東京都保険者協議会事業報告について

(提案の趣旨)

令和3年度東京都保険者協議会の事業について報告いたしたい。

別紙のとおり定めたい。

令和4年7月12日提出

東京都保険者協議会
会長職務代理者
副会長 元 田 勝 人

空白のページです。

(1) 令和3年度 各種会議開催状況について

① 東京都保険者協議会について

● 会議等の開催について

○ 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」の提出に向けた研修会

開催日	令和3年6月3日(木)
対象者	東京都保険者協議会委員 特定健診・特定保健指導特別部会委員 24名
参加人数	16名
場所	Web形式にて開催 (AP市ヶ谷 5階Dルーム)
テーマ	「特定健康診査・特定保健指導の政策としての課題と進化」
講師	東京大学未来ビジョン研究センター データヘルス研究ユニット 特任教授 古井 祐司氏

○ 第1回 (令和3年6月3日(木)) -書面開催-

令和3年度 東京都保険者協議会監事の選出について

《主な協議内容》

令和2年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出決算に係る監事監査について
東京都保険者協議会監事 定員2名のうち1名について交代があったため、後任監事の
選出を書面にて承認を得た。

○ 第2回 (令和3年7月14日(水)) -Web開催-

令和3年度 東京都保険者協議会副会長の選出について

【議決事項】

第1号議案 令和2年度 東京都保険者協議会事業報告について

第2号議案 令和2年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出決算について

第3号議案 令和3年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算補正について

【報告事項】

- (1) 令和2年度 東京都保険者協議会監査報告について
- (2) 令和3年度 各種会議開催状況等について
- (3) 令和3年度 特定健診等集合契約締結状況について

【協議事項】

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」について

【情報提供】

東京都後発医薬品安心使用促進に向けた具体的方策（ロードマップ）について

【その他】

- (1) 株式会社法研「へるすあっぷ21」6月号への記事掲載について
- (2) 保険者向け機関誌（「東京の国保」及び「東京連合会報」）への記事記載について

《主な協議内容》

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」について事務局案を提示し、協議を行った。取りまとめた要望書を保険者協議会委員及び事務局にて厚生労働省に提出することとした。

○第3回（令和3年12月13日（月））-Web開催-

【報告事項】

- (1) 令和3年度 各種会議開催状況について
- (2) 研修会の開催について
- (3) 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」の提出について
- (4) 日本健康会議「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」の採択について
- (5) 「東京都保険者協議会における協働の取組」について
- (6) 保険者の取組事例の構造化について

【協議事項】

- (1) 令和4年度における東京都保険者協議会の取組について（案）
- (2) 保険者の取組事例の構造化（案）
- (3) 特定健康診査等集合契約（B契約）における健康診査実施機関による受診者本人への結果の開示について

【議決事項】

- 第1号議案 令和4年度 東京都保険者協議会事業計画骨子（案）について
第2号議案 令和4年度 東京都保険者協議会予算（案）について

【その他】

- (1) NDB を用いた後発医薬品使用割合に関する分析について
- (2) 令和 3 年度 後発医薬品安心使用促進に係る医療関係者向け講演会の開催について
- (3) 東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改定案について
- (4) 令和 3 年度 事業所向け自殺対策講演会の開催について

《主な協議内容》

令和 4 年度における保険者協議会の取組として、以下の内容について協議を行った。

継続実施

- ・ 促進月間の設定と協働の広報活動やイベント等への後援活動及び参加への啓発実施
- ・ 保険者間の情報共有としてホームページを活用した情報提供や保険者向け機関誌の記事掲載
- ・ 特定保健指導などの保健事業等について、担当者の資質向上を目的とした各種研修会の実施
- ・ 特定健康診査・特定保健指導、糖尿病腎症重症化予防、後発医薬品などの分野における保険者の取組を構造化し横展開を実施

○第 4 回（令和 4 年 2 月 10 日（木））-Web 開催-

【報告事項】

- (1) 令和 3 年度 各種会議開催状況について
- (2) 研修会の開催について
- (3) 「東京都保険者協議会における協働の取組」について
- (4) 保険者の取組事例の構造化について
- (5) コロナ禍の健康等への影響分析について
- (6) 令和 3 年度 負担金の返還予定額について

【議決事項】

第 1 号議案 令和 3 年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算補正について

第 2 号議案 令和 4 年度 東京都保険者協議会事業計画等について

第 3 号議案 令和 4 年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算について

【その他】

- (1) インターネット福祉保健モニターアンケート結果
～「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」について～
- (2) コロナ禍におけるがん検診の受診促進のための普及啓発について
- (3) 女性の健康をサポートするポータルサイトについて
- (4) 肝炎ウイルス検診に係る受検勧奨等を目的とした啓発資材について
- (5) こころといのちの講演会について
- (6) 東京都歯科医師会の取組について
(日本健康会議「健康づくりに取り組む 5 つの実行宣言 2025」宣言 2 関係)

《主な協議内容》

保険者の取組事例の構造化について、進捗状況の報告を行った。

コロナ禍の健康等への影響分析について、第3回データ分析部会及び保健活動部会での協議結果を報告した。

また、令和4年度 東京都保険者協議会事業計画及び関係業務会計歳入歳出予算等の承認を得た。

② 東京都保険者協議会データ分析部会について

○第1回（令和3年6月22日（火））-Web開催-

【議題】

- (1) 令和2年度 東京都保険者協議会データ分析部会 事業報告【報告】
- (2) 令和3年度 東京都保険者協議会データ分析部会の事業計画及び実施計画、年間スケジュールについて【報告】
- (3) 令和3年度 データ分析に関する研修会について【報告】
- (4) 保険者の取組事例の構造化について【報告】
- (5) その他【情報提供】
 - ・国保保険者の保健事業の好事例について
 - ・令和2年度 東京都重複多剤服薬管理指導事業実施結果について
 - ・ジェネリックカルテの見方及び活用例について
 - ・ジェネリックカルテの活用方法などについて（全国健康保険協会 東京支部）

《主な協議内容》

令和2年度第3回本部会において選定した令和3年度「データ分析に関する研修会」の候補となった講師へ連絡調整を行い、テーマ及び講師が決定したこと等を報告した。

○第2回（令和3年11月25日（木））-Web開催-

【議題】

- (1) 令和3年度 データ分析に関する研修会について【報告】
- (2) 令和4年度 データ分析に関する研修会について【協議】
- (3) 健康スコアリングレポートについて【協議】
- (4) 保険者の取組事例の構造化について【報告】
- (5) 日本健康会議「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」の採択について【報告】
- (6) その他【情報提供等】
 - ・NDBを用いた後発医薬品使用割合に関する分析について
 - ・令和3年度 後発医薬品安心使用促進に係る医療関係者向け講演会の開催について

《主な協議内容》

令和4年度「データ分析に関する研修会」の開催形式について協議を行い、動画配信形式による研修会を行うことについての承認を得た。

また、令和3年度健康スコアリングレポートの共有方法について協議を行った。

○第3回（令和4年1月25日（火））-Web開催-

【議題】

- (1) 令和3年度 データ分析に関する研修会について【報告】
- (2) 令和4年度 データ分析に関する研修会のテーマ及び講師候補について【協議】
- (3) 健康スコアリングレポートの共有について【情報共有】
- (4) 保険者の取組事例の構造化について【報告】
- (5) 後発医薬品使用促進事業について【意見交換】
- (6) 令和4年度の取組について【協議】
- (7) 令和4年度 実施計画（案）について【協議】
- (8) その他【情報提供】

・インターネット福祉保健モニターアンケート結果
～「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」について～

《主な協議内容》

令和4年度「データ分析に関する研修会」のテーマ及び講師候補の選定を行った。

令和3年度健康スコアリングレポートの活用方法等では、各委員が自保険者の健康スコアリングレポートの概要を発表し、課題に対する取り組みなど情報共有を行った。

また、後発医薬品促進事業について、昨今の後発医薬品メーカーの事故を受けた影響及び対策等の意見交換を行った。被保険者等からの保険者への問い合わせは全体的に少ない傾向があるが、多数の問い合わせがある保険者もあった。

令和4年度の取組では、特定健診結果等を利用し、コロナ前後の健康等への影響分析をデータ分析部会で行うことについて協議を行った。協議の結果、実施する方向となり、具体的な方法は令和4年度に検討することとした。

（参照：(8) コロナ禍の健康等への影響分析について）

③ 東京都保険者協議会保健活動部会について

○第1回（令和3年6月29日（火））-Web開催-

【議題】

- (1) 令和2年度 東京都保険者協議会保健活動部会 事業報告【報告】
- (2) 令和3年度 東京都保険者協議会保健活動部会の事業計画及び実施計画、年間スケジュールについて【報告】
- (3) 保険者協議会の協働の取組について

- ①促進月間等を活用した広報活動に関する取組について【報告】
 - I. 促進月間に関する取組
 - II. 東京都「COPD（慢性閉塞性肺疾患）普及啓発動画」の情報提供
 - III. その他「歯の健康」の情報提供
- ②東京都及び東振協が実施するイベントへの後援等について
 - I. Tokyo 健康ウォーク（東京都）【協議】
 - II. ピンクリボンイベント（東京都）【協議】
 - III. 東振協いきいき健康づくり 2021（東振協）【報告】
- (4) 令和3年度 特定保健指導等プログラム研修会について【報告】
- (5) 令和3年度 保健事業に関する研修会について【協議】
- (6) 保険者の取組事例の構造化について【報告】
- (7) その他【情報提供】
 - ・令和元年度 東京都福祉保健基礎調査について
 - ・国保保険者の保健事業の好事例について
 - ・令和2年度 東京都重複多剤服薬管理指導事業実施結果について

《主な協議内容》

東京都が実施するイベントの後援事業について、グッズのデザイン等に関する協議を行った。

また、令和3年度「保健事業に関する研修会」について、令和2年度第4回本部会で決定したテーマを「特定保健指導等プログラム研修会（初級編）」で取り扱うこととなったため、再度テーマ及び講師について協議を行った。

○第2回（令和3年11月16日（火））-Web開催-

【議題】

- (1) 令和3年度 特定保健指導等プログラム研修会（専門職編、中・上級編）及び令和3年度 保健事業に関する研修会について【報告】
- (2) 令和4年度 特定保健指導等プログラム研修会及び保健事業に関する研修会について【協議】
- (3) 保険者協議会の協働の取組について
 - ①促進月間等を活用した広報活動に関する取組について【報告】
 - ②令和3年度 東京都が実施するイベントへの後援等について【協議】
- (4) 保険者の取組事例の構造化について【報告】
- (5) 日本健康会議「健康づくりに取り組む5つの実行宣言 2025」の採択について【報告】
- (6) その他
 - オンライン保健指導について（デパート健康保険組合）

《主な協議内容》

令和4年度「特定保健指導等プログラム研修会」「保健事業に関する研修会」の開催形式について協議を行い、動画配信形式による研修会を行うことについての承認を得た。「特定保健指導等プログラム研修会（初級編）」については、テーマ及び講師候補の選定も行った。

また、東京都が実施するイベントの後援事業について、令和2・3年度はコロナ禍の影響によりイベントへの後援が行えなかった状況を踏まえ、令和4年度に同イベントへの後援事業を行うかについての協議を行った。

委員からは、継続して同イベントへの後援を行う旨の意見が多数挙がった。

○第3回（令和4年2月2日（水））-Web開催-

【議題】

- (1) 令和3年度 特定保健指導等プログラム研修会（専門職編、中・上級編）及び令和3年度 保健事業に関する研修会について【報告】
- (2) 令和4年度 特定保健指導等プログラム研修会及び保健事業に関する研修会のテーマ及び講師候補について【協議】
- (3) 保険者協議会の協働の取組について
・促進月間等を活用した広報活動に関する取組について【報告】
- (4) 保険者の取組事例の構造化について【報告】
- (5) 令和4年度の取組について【協議】
- (6) 令和4年度 実施計画（案）について【協議】
- (7) その他

《主な協議内容》

令和4年度「特定保健指導等プログラム研修会（専門職編、中・上級編）」「保健事業に関する研修会」のテーマ及び講師候補の選定を行った。

受講者アンケートや委員調査を参考に、事務局から研修会ごとにテーマ候補等を提案し、委員の多数決によりテーマの優先順位をつけ、講師については委員の意見等をもとに今後事務局が調整することとした。

また、令和4年度の取組では、特定健診結果等を利用したコロナ前後の健康等への影響分析について、データ分析部会で検討した結果を、保健活動部会で情報共有することとなった。

（参照：(8) コロナ禍の健康等への影響分析について）

④ 東京都保険者協議会特定健診・特定保健指導特別部会について

●会議の開催について

○第1回（令和3年7月14日（水））-Web開催- ※東京都保険者協議会との合同開催

《主な協議内容》

令和3年度 特定健康診査等集合契約（B契約）締結状況について中間報告を行った。
また、東京都保険者協議会ホームページのアクセス数について報告を行った。

○第2回（令和3年12月13日（月））-Web開催- ※東京都保険者協議会との合同開催

《主な協議内容》

東京都保険者協議会ホームページのアクセス数について報告を行った。
令和3年度 特定健康診査等集合契約（B契約）締結完了の報告及び令和4年度の東京都代表保険者への引継ぎが行われたことを報告した。
また、令和4年度 特定健康診査等集合契約（B契約）における健康診査実施機関による受診者本人への結果の開示に係る対応方法等について、事務局案について協議を行い、了承を得た。

（会議後の動き）

東京都医師会から地区医師会へ受診者本人への結果の開示に係る対応方法等について事前周知を行った。

また、令和4年度代表保険者である公立学校共済組合東京支部から地区医師会へ1月31日に「特定健康診査等集合契約説明資料」を送付し、当該内容等を周知した。

○第3回（令和4年2月10日（木））-Web開催- ※東京都保険者協議会との合同開催

《主な協議内容》

東京都保険者協議会ホームページのアクセス数について報告を行った。

●令和3年度 特定健康診査等集合契約（B契約）について

【令和3年度東京都代表保険者】全国土木建築国民健康保険組合

令和3年度 特定健診等集合契約締結状況

契約状況	特別区	市町村	島しょ	保健指導機関	合計
締結	31	30	3	2	66
合意	0	0	0	0	0
折衝中	0	0	0	0	0

令和3年7月30日

地区医師会	特定健診 契約状況	実施期間				特定保健指導 契約状況	実施期間												
		令和	年	月	日		～	年	月	日									
1	千代田区	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31		令和	～						
	神田	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31		令和	～						
2	中央区	締結	令和	3	5	11	～	4	3	31	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31
	日本橋	締結	令和	3	5	10	～	4	3	31		令和	～						
3	港区	締結	令和	3	7	1	～	3	11	30		令和	～						
4	新宿区	締結	令和	3	6	1	～	4	3	31		令和	～						
5	文京区	締結	令和	3	6	15	～	4	3	31		令和	～						
	小石川	締結	令和	3	6	15	～	4	3	31		令和	～						
6	下谷	締結	令和	3	5	1	～	4	3	31		令和	～						
	浅草	締結	令和	3	5	1	～	4	3	31		令和	～						
7	墨田区	締結	令和	3	6	1	～	4	3	31		令和	～						
8	江東区	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31
9	品川区	締結	令和	3	5	1	～	4	3	31		令和	～						
	荏原	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31		令和	～						
10	目黒区	締結	令和	3	6	1	～	3	11	30		令和	～						
11	大森	締結	令和	3	6	1	～	4	3	31		令和	～						
	田園調布	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31		令和	～						
	蒲田	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31		令和	～						
12	世田谷区	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31
	玉川	締結	令和	3	5	14	～	4	3	31	締結	令和	3	5	14	～	4	3	31
13	渋谷区	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31		令和	～						
14	中野区	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31		令和	～						
15	杉並区	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31
16	豊島区	締結	令和	3	6	1	～	4	1	31		令和	～						
17	北区	締結	令和	3	6	1	～	4	1	31		令和	～						
18	荒川区	締結	令和	3	10	1	～	4	3	31		令和	～						
19	板橋区	締結	令和	3	6	1	～	4	3	31	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31
20	練馬区	締結	令和	3	5	1	～	4	3	31		令和	～						
21	足立区	締結	令和	3	5	12	～	4	3	31		令和	～						
22	葛飾区	締結	令和	3	6	1	～	3	11	30	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31
23	江戸川区	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31		令和	～						

地区医師会	特定健診 契約状況	実施期間				特定保健指導 契約状況	実施期間												
		令和	年	月	日		～	年	月	日									
24	八王子市	締結	令和	3	5	1	～	4	3	31	令和	～							
25	立川市	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31	令和	～							
26	武蔵野市	締結	令和	3	6	1	～	4	3	31	令和	～							
27	三鷹市	締結	令和	3	5	1	～	4	3	31	令和	～							
28	青梅市	締結	令和	3	6	1	～	4	3	31	令和	～							
29	府中市	締結	令和	3	7	1	～	3	12	28	令和	～							
30	昭島市	締結	令和	3	6	1	～	4	3	31	令和	～							
31	調布市	締結	令和	3	5	1	～	4	1	31	令和	～							
32	町田市	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31	令和	～							
33	小金井市	締結	令和	3	6	1	～	4	3	31	令和	～							
34	小平市	締結	令和	3	7	1	～	4	1	31	令和	～							
35	日野市	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31	令和	～							
36	東村山市	締結	令和	3	7	1	～	4	3	31	令和	～							
37	国分寺市	締結	令和	3	5	1	～	4	3	31	令和	～							
38	国立市	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31	令和	～							
39	西東京市	締結	令和	3	7	1	～	3	12	20	令和	～							
41	福生市	締結	令和	3	6	1	～	3	10	31	令和	～							
42	狛江市	締結	令和	3	6	1	～	4	3	31	令和	～							
43	東大和市	締結	令和	3	6	1	～	4	3	31	令和	～							
44	清瀬市	締結	令和	3	8	1	～	3	12	31	令和	～							
45	東久留米市	締結	令和	3	7	1	～	3	11	30	令和	～							
46	武蔵村山市	締結	令和	3	6	1	～	4	3	31	締結	令和	3	6	1	～	4	3	31
47	多摩市	締結	令和	3	5	1	～	4	3	31	令和	～							
48	稲城市	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31	令和	～							
49	あきる野市	締結	令和	3	8	1	～	3	12	28	令和	～							
50	羽村市	締結	令和	3	6	1	～	3	10	31	令和	～							
51	瑞穂町	締結	令和	3	5	17	～	3	10	31	令和	～							
52	日の出町	締結	令和	3	6	1	～	3	10	31	令和	～							
54	檜原村	締結	令和	3	5	7	～	4	3	31	令和	～							
55	奥多摩町	締結	令和	3	7	1	～	3	12	31	令和	～							

※ 特定保健指導は行わない

特定保健指導実施機関	特定保健指導 契約状況	実施期間							
		令和	年	月	日	～	年	月	日
株式会社 ベネフィット・ワン	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31
SOMPOヘルスサポート株式会社	締結	令和	3	4	1	～	4	3	31

代表保険者と実施機関との契約状況		実施機関と各島しょ地区との実施期間								
島しょ地区実施機関	特定健診 契約状況	実施島しょ	実施期間							
			令和	年	月	日	～	年	月	日
医療法人社団 藤清会 大島医療センター	締結	大島町	令和3年5月16日(日) 令和3年6月13日(日)・20日(日) 令和3年7月11日(日)・18日(日) 令和3年8月22日(日) 令和3年9月12日(日)・26日(日)							
医療法人社団 こころとからだの元気プラザ	締結	利島村	令和	4	2	26	～	4	2	28
		三宅村	令和3年8月21日(土)・22日(日)・24日(火) ・25日(水)・26日(木)※26日は午前中のみ							
		八丈町	令和	3	7	19	～	3	7	24
東京中央クリニック	締結	小笠原村	令和3年11月13日(土)・14日(日) ・16日(火)～21日(日)							
		新島村	令和	～						
公益財団法人 東京都予防医学協会	締結	神津島村	令和	3	5	11	～	3	5	14

※当初は集合契約締結の予定だったが、令和3年度は住民健診のみの対応となった。

●令和4年度 特定健康診査等集合契約 (B 契約) 東京都代表保険者について
令和3年11月24日(水)に「公立学校共済組合東京支部」に引継ぎを行った。

⑤ 東京都保険者協議会医療計画等検討部会について

○第1回（令和3年4月23日（金））-Web開催-

【議題】

- (1) 東京都保健医療計画中間見直し素案について
【東京都福祉保健局 医療政策部医療政策課担当者からの説明】
- (2) 東京都保健医療計画中間見直し素案に対する意見照会に係る今後のスケジュール等について

《主な協議内容》

東京都保健医療計画中間見直し素案について東京都担当者から説明を受けた。
また、意見照会に係る今後のスケジュール等について説明を行った。

○第2回（令和3年7月14日（水））-Web開催-

【議題】

- (1) 東京都保健医療計画中間見直し案に対する医療法第30条の4第17項の規定に基づく意見について（回答）
- (2) 東京都循環器病対策推進計画の策定について

《主な協議内容》

東京都保健医療計画中間見直し案に対する意見照会に係る回答について報告を行った。
また、東京都保健医療計画中間見直し及び東京都循環器病対策推進計画の策定までの経過報告を行った。

○第3回（令和4年1月19日（水））-書面開催-

【議決事項】

- 第1号議案 令和4年度 東京都保険者協議会 医療計画等検討部会実施計画について
第2号議案 学識経験者による助言者の選任について

《主な協議内容》

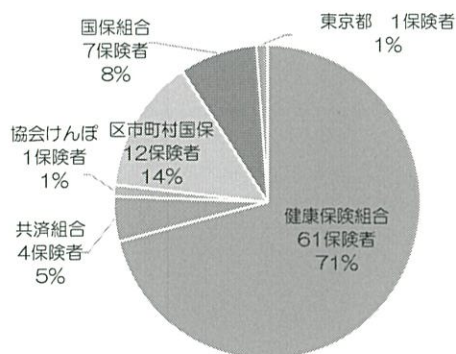
令和4年度 実施計画及び学識経験者による助言者の選任について、書面にて承認を得た。

(2) 研修会の開催について

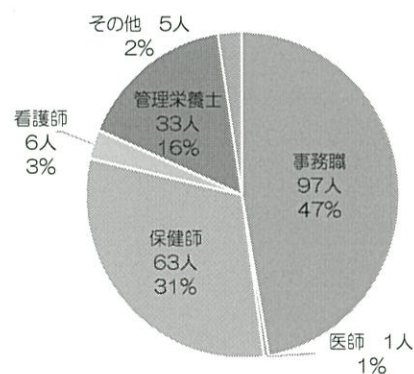
○令和3年度 特定保健指導等プログラム研修会【初級編】開催

動画配信期間		令和3年5月13日(木)9時00分から 令和3年6月11日(金)23時59分まで	
申し込み保険者数		220 保険者	
テーマ		講師名	動画再生回数
講義Ⅰ	特定健診・特定保健指導制度について	東京大学未来ビジョン研究センター データヘルス研究ユニット 客員研究員 柿沼美智留氏	659回
講義Ⅱ	運動の意義とその実践指導法について	学校法人東京医科大学 東京医科大学八王子医療センター 糖尿病・内分泌・代謝内科 理学療法士 天川淑宏氏	【講義編】 553回 【実践編】 393回
講義Ⅲ	歯科から考える生活習慣病対策	神奈川歯科大学 歯学部 社会歯科学系 健康科学講座 社会歯科学分野 教授・博士(歯学) 山本龍生氏	394回

I. 保険者種別



II. 職種別

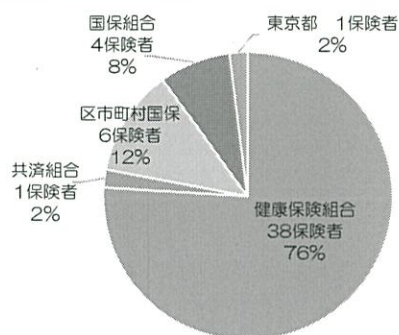


※ アンケート回答 86 保険者（回答率 39.1%）の統計による。

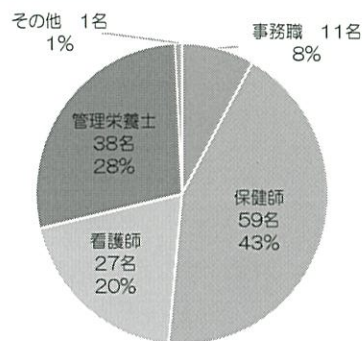
○令和3年度 特定保健指導等プログラム研修会【専門職編】開催

動画配信期間	令和3年10月28日(木)9時00分から 令和3年11月19日(金)23時59分まで	
テーマ	講師名	動画再生回数
アドラー流 "勇気づけ"保健指導	ヒューマンハピネス株式会社 代表取締役 上谷 実礼氏 (医学博士、アドラー心理学講師、 産業医)	【理論編】 519回 【マインド& スキル編】 417回

I 保険者種別



II 職種別

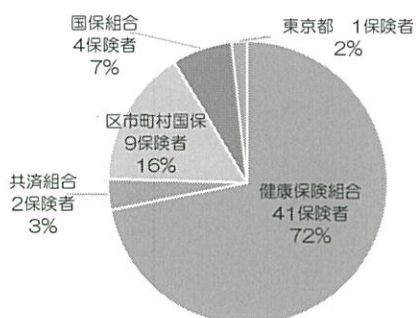


※ アンケート回答 50 保険者の統計による。

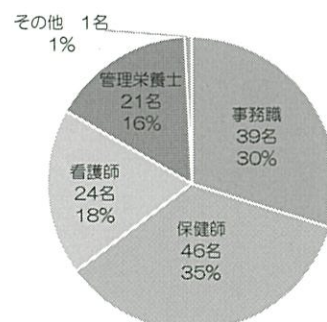
○令和3年度 特定保健指導等プログラム研修会【中・上級編】開催

動画配信期間	令和3年10月28日(木)9時00分から 令和3年11月19日(金)23時59分まで	
テーマ	講師名	動画再生回数
特定保健指導について ----- 【第1部】 実施率をあげるための取組と 効果的なアプローチ 【第2部】 コロナ禍における保健指導/ ナッジ理論の応用	帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 研究科長/教授 福田 吉治氏	【第1部】 396回 【第2部】 331回

I 保険者種別



II 職種別

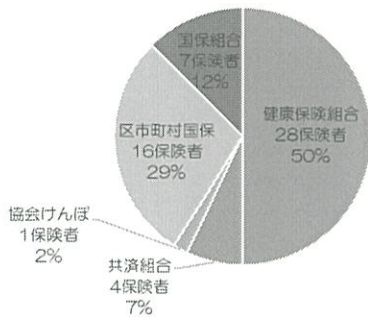


※ アンケート回答 57 保険者の統計による。

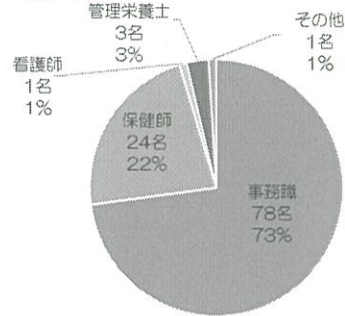
○令和3年度 データ分析に関する研修会開催

動画配信期間	令和3年11月26日(金)9時00分から 令和3年12月17日(金)23時59分まで	
テーマ	講師名	動画再生回数
<p>「保険者がデータを活用する2つのメリット」 —「データヘルス計画」の成果を最大化するために—</p> <p>-----</p> <p>【前編】データで現状を可視化すれば打つべき手が見える！</p> <p>【後編】データで効果を捉えれば保健事業は進化する！</p>	<p>東京大学未来ビジョン研究センター データヘルス研究ユニット 特任教授 古井 祐司 氏</p>	<p>【前編】 410回</p> <p>【後編】 332回</p>

I 保険者種別



II 職種別

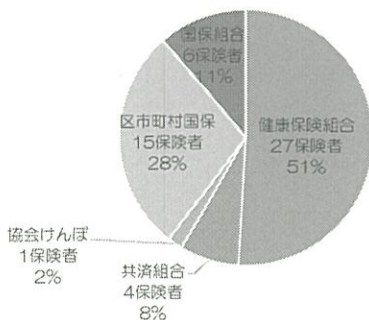


※ アンケート回答 56 保険者の統計による。

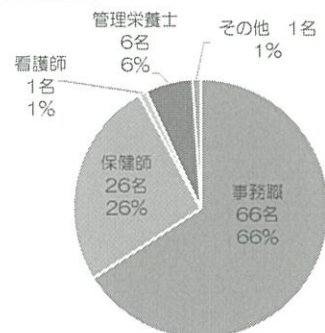
○令和3年度 保健事業に関する研修会開催

動画配信期間	令和3年11月26日(金)9時00分から 令和3年12月17日(金)23時59分まで	
テーマ	講師名	動画再生回数
<p>行動変容を促す健康医療情報の効果的な伝え方</p>	<p>東京大学大学院医学系研究科 医療コミュニケーション学 准教授 奥原 剛 氏</p>	<p>【前編】 308回</p> <p>【後編】 346回</p>

I 保険者種別



II 職種別



※ アンケート回答 53 保険者の統計による。

(3) 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」の提出について

令和3年7月14日開催の第2回東京都保険者協議会において、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望について意見を求め、とりまとめた要望書を以下のとおり提出した。

【提出日】

令和3年9月9日（木）11：00～12：00

【提出先】

厚生労働省保険局 医療介護連携政策課

医療費適正化対策推進室 室長 田邊 和孝 氏

医療費適正化対策推進室 保健事業推進専門官 後藤 友美 氏

医療費適正化対策推進室 特定健診等推進係長 久保 慎一郎 氏

【提出者】

東京都保険者協議会委員

加島 保路 会長（東京都国民健康保険団体連合会 専務理事）

元田 勝人 副会長（全国健康保険協会 東京支部 支部長）

鳥海 孝治 副会長（健康保険組合連合会東京連合会 専務理事）

東京都保険者協議会事務局

東京都国民健康保険団体連合会 企画事業部長 中荃 朗

東京都国民健康保険団体連合会 企画事業部 保健事業課長 日暮 雄一郎

東京都国民健康保険団体連合会 企画事業部 保健事業課 保健事業推進係長 武部 真典



東保協発第 33 号
令和 3 年 9 月 9 日

厚生労働省保険局 医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室
室長 田邊 和孝 様

東京都保険者協議会
会長 加島 保路



特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望について

平素、本協議会の事業運営に関しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本協議会では、平成 20 年 4 月から保険者に義務付けられた特定健康診査・特定保健指導を円滑に実施するため、保険者や関係団体との調整を図るとともに、実施にあたっての課題について、制度開始当初より厚生労働省に対し要望を行ってまいりました。

保険者においては、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上に鋭意取り組んでおりますが、有効な対策を講じることに大変苦慮しております。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、特定健康診査・特定保健指導の実施についても影響が生じております。

つきましては、特定健康診査・特定保健指導を着実に実施し、保険者全体でさらなる実施率の向上を達成するための課題を取りまとめた別紙要望事項について、積極的に検討し実現していただきますようお願いいたします。

【東京都保険者協議会事務局】

東京都国民健康保険団体連合会

企画事業部 保健事業課 保健事業推進係

担 当： 武部・鈴木・古川・田中

TEL： 03-6238-0151

FAX： 03-6238-0033

E-mail： hjsuishin@tokyo-kokuhoren.or.jp

特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望について

要望趣旨

特定健康診査・特定保健指導については、平成30年度から第3期特定健康診査等実施計画期間が始まり、当該計画においては、本協議会が長年要望していた血清クレアチニンの検査項目等が追加された。

しかしながら、保険者においては、特定健康診査等の実施率をさらに向上させるための有効な対策を講じること到大変苦慮しているところである。本協議会で昨年度公表した「特定健康診査・特定保健指導の実態に関する調査報告書」においても、様々な対策を講じながらも実施率の向上に苦慮している状況であることが分かる。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、特定健康診査・特定保健指導の実施について大きな影響が生じている。

については、特定健康診査等を着実に実施し、保険者全体でさらなる実施率の向上を達成するための課題について、次のとおり要望事項を取りまとめたので、積極的に検討し実現していただきたい。

1 新型コロナウイルス感染症流行に伴う特定健康診査・特定保健指導の実施について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、「3密」を避けるため、特定健康診査・特定保健指導の実施方法や実施時期等について適宜調整を行っているが、このような状況により特定健康診査・特定保健指導の実施率に大きな影響が生じる可能性がある。

「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において検討されている実施率等に基づく保険者努力支援制度や後期高齢者支援金の加算・減算等の保険者インセンティブの取扱いについては、保険者に不利益が生じないよう配慮いただきたい。

2 情報通信技術を活用した初回面接（遠隔面接）の促進について

第3期特定健康診査等実施計画においては、情報通信技術を活用した特定保健指導の初回面接（遠隔面接）の導入を促進している。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、情報通信技術を活用した遠隔面接は「3密」を避ける観点からも非常に有効な手段といえる。

加えて、遠隔面接は対面での面接と同等の質を確保でき、かつ、対象者の利便性が向上することから、特定保健指導の実施率向上につながると考えられる。

については、保険者及び実施機関が導入するにあたり必要な環境・体制整備等について支援するとともに、保険者がより遠隔面接を活用できるよう、国としても促進していくこと。

3 特定健康診査データの保険者間での移動について

(1) 財政面での課題について

「経済・財政一体改革推進委員会の社会保障ワーキング・グループ」において、PHR 推進を通じた健診・検診情報の活用についての方針が示されたが、オンライン資格確認等システムにおける財政負担面など、課題は残されている。システム改修や運用費用等必要な経費については、保険者や実施機関等を含む関係組織と協議の上、十分な財政措置を講じるとともに迅速な情報提供に努めること。

(2) 運用面での課題について

オンライン資格確認等システムの運用においては、保険者等向けの中間サーバーに登録する資格情報等の正確性が極めて重要とされており、本年 10 月の本格運用に向けて、個人番号や重複等の加入情報を確認することが保険者に求められている。

特に重複については異動等届出の未提出や提出遅延による問題が発生していることから、異動先の保険者で情報登録時に重複していることが判明する等のシステムの改善を行うこと。

4 事業者健診データについて

保険者が事業者健診データを取得する場合、事業者から同意を得た上で保険者が実施機関と取得の契約締結をする方法と、実施機関と事業者健診実施の契約をしていない事業者については保険者が直接事業者にデータ取得を依頼する方法があるが、どちらも事業者の理解が得られない場合が非常に多く、データの取得に苦慮している。

令和 2 年 12 月 23 日付「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」において、事業者健診実施に係る契約書に保険者へ健診結果を提出する旨を含んだ様式が示されたが、多くの中小企業では実施機関と事業者健診実施に係る契約を締結していない状況であり、新しいスキームだけでは、データ取得に向けた対策としては充分とはいえない。

このことから、事業者健診データについては、実施機関から支払基金等の一元管理が可能な組織にデータを直接送付し、その情報を保険者に提供するような仕組みを構築すること。

5 特定健康診査・特定保健指導・未治療者への受診勧奨の一体的な取り組みについて

特定健康診査及び特定保健指導を行う実施機関が同一でない等の理由により、特定健康診査後の特定保健指導や医療機関への早期受診に結びついていない現状がある。

特定健康診査受診後の特定保健指導及び医療機関への早期受診における行動変容を踏まえると、特定健康診査当日にアプローチをすることが非常に有効であると考えられる。

このことから、特定健康診査・特定保健指導・未治療者への受診勧奨を同一機関が一体的に行うことについての制度化や、実施機関へのインセンティブの付与など、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率を向上させるための取組を強化すること。

また、前年の特定健康診査の結果に基づき、今年度の特定健康診査の問診時に治療の有無

を確認し、未治療者に対して医療機関への受診勧奨を行うことを可能とするため、実施機関がオンライン資格確認等システムなどを活用し、特定健康診査の経年データを確認できるような仕組みを構築すること。

6 医療機関による特定健康診査未受診者への受診勧奨について

特定健康診査の受診率の向上のためには医療機関の協力が必要不可欠であることから、医療機関受診時に特定健康診査が未受診であることが判明した場合には受診を促すよう、国として関係団体に対し通知を発出すること。

7 好事例の横展開について

(1) 被扶養者の特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上について

被扶養者の特定健康診査について、保険者として勧奨方法の工夫や受診機会を増やす等の対策をしているが、依然として受診率の向上に苦慮しているところである。

また、被扶養者の特定保健指導についても、同様に実施率向上に苦慮している。

被扶養者の特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上は、国民全体の喫緊の課題であることから、周知・啓発等を含め、国を挙げた取組を検討すること。

併せて、好事例について調査し、国として保険者への横展開に努めること。

(2) 保険者協議会等への財政・人的支援について

保険者が実施する保健事業について、取組事例を構造化し、健康課題の解決策や実施体制への工夫等が見える化していくことが重要であると考えている。

構造化の過程においては、効果的な保健事業を実施している保険者からの情報収集・連携や、情報の集計・整理等といった作業が必要となる。

については、情報収集や集計・整理等の作業に係る財政支援や人材育成などの人的支援を行うこと。

8 集合契約のオンラインシステム化について

現在、国においては ICT の利活用やテレワークの導入等を奨励しており、デジタル化に向けた取組が推進されているところである。

特定健康診査・特定保健指導における集合契約の契約手続きについては、紙を用いた契約書の取り交わしが求められているが、契約書の作成・確認作業や押印等の処理に時間を要している。

については、保険者や医師会・実施機関等の契約当事者や保険者取りまとめ団体等の関係者が利用する、契約に係る全ての行為がオンライン上で完結できるようなシステムを構築すること。

9 特定保健指導の体制整備について

(1) 特定保健指導実施機関の拡充について

第3期特定健康診査等実施計画においては、特定保健指導の実施率の向上や受診者の利便性の向上を図ることを目的に、特定保健指導の初回面接の分割実施が可能となったが、まず前提として特定保健指導を実施する医療機関が少ない状況である。

そのため、国においても実施機関の拡充に向けての施策を講じること。

(2) 人材育成について

①第3期特定健康診査等実施計画において、初回面接・中間評価・実績評価を異なる実施機関で行う方法を選択する保険者は、特定保健指導対象者の特定保健指導の総括・管理を行う「特定保健指導調整責任者」を置くこととされた。

特定保健指導調整責任者は、原則、特定保健指導の専門職（特定保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として定められている医師、保健師又は管理栄養士）であることが望ましいが、保険者の実情に応じて必ずしも特定保健指導の専門職である必要はないとされている。

専門職でない者が当該責任者を務める場合には、十分な知識を持って実務を行えるよう、国において人材育成等の支援を行うこと。

また、併せて「特定保健指導調整責任者」が行うべき事務の内容について、具体的に示すこと。

②特定保健指導全般についても、専門職の指導能力が必要とされることから、スキル向上のための人材育成等について、国としてより一層の支援を行うこと。

(3) 効果検証について

第3期特定健康診査等実施計画においては、積極的支援対象者に対する柔軟な運用として特定保健指導のモデル実施が認められることとなったが、当該弾力化策の効果について着実に検証すること。

また、モデル実施の好事例については、引き続き、保険者への横展開に努めること。

(4) 保健事業のPDCAに関する支援について

特定健康診査・特定保健指導の結果等をもとに行う保健事業のPDCAについて、より効果的に事業を推進していくためには、健診データやレセプトデータを紐づけた分析及び、分析結果を活用した保健事業の実施等が重要であると考えられるが、分析・活用等を行うためのノウハウがないことや人材及び体制の確保等に苦慮しているところである。

このことから、保健事業のPDCAが円滑に推進できるよう、国として人材育成やノウハウの提供等の環境整備等の支援を行うこと。

(5) 健康保険組合における国庫補助金を活用した特定保健指導のモデル実施について

比較的小規模な健康保険組合は、共同（都道府県連合会主催）で特定保健指導のモデル実施に取り組んでいるところであるが、前年度の特定健診結果は対象ではなく、当該年度の特定健診対象者のみが対象となるため、特定保健指導のモデル実施期間が短く対象者が限定されてしまうことから、十分な効果を得られないものとする。

このことから、本事業の対象は、前年度の特定健診結果も認めるよう配慮していただきたい。

10 特定保健指導の判断基準について

今後の特定保健指導においては、特定健康診査の対象者を集団として捉え、当該集団の疾病予防に繋がる基本的因子の分析結果に基づいた指導を行うことが重要である。

については、現在の特定保健指導の判断基準に加え、対象者の業種・業態・年齢・性別等の状況を考慮するなど、新たな指標について研究すること。

11 財政措置等について

特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る費用については、国、都道府県及び区市町村が1/3ずつ負担することとされているが、実態は低額な補助単価により、本来国と都道府県が負担すべき金額が交付されず、国及び都道府県の負担は不十分なものとなっている。

今後さらに高齢化が進展し、医療費の増大が見込まれるなか、保健事業への取組の強化が求められており、データヘルス計画の根幹をなす特定健康診査・特定保健指導の果たす役割の重要性が増していることから、特定健康診査・特定保健指導事業を円滑かつ安定的に実施することが必要不可欠である。

については、次の項目について検討すること。

- ・補助基準単価及び補助基準内容を保険者の実態に合わせて見直すなど、特定健康診査・特定保健指導の確実な実施のための措置
- ・受診勧奨や普及啓発費用、特定健康診査のシステム関係費用等の事務経費等に対する財政支援

12 広報について

特定健康診査・特定保健指導について、高齢者の医療の確保に関する法律に保険者が実施することについては義務付けされているが、被保険者及び被扶養者が受診することについても努力義務として明記すること。

また、国においてもマスメディア等を使って、被保険者及び被扶養者が特定健康診査・特定保健指導を受診するよう行動変容を促すための効果的な普及啓発に努めること。

【委員補足意見】

4 事業者健診データについて

- 令和2年12月に発出された厚生労働省通知「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼」では保険者番号等を健診機関から保険者に提供することになっているが、まだまだ周知されていないため苦慮している。
- ほとんどの事業者が健診機関と契約していない状況であり、健診機関から事業者に働きかけてもメリットが見いだせず契約が進まない。
- 協会けんぽでは、健診データを取り込む際に保険証の番号で管理し個人化しているが、事業主健診では使われておらず、社員番号などで管理しているため、保険者番号に付け替えをしないと加入者情報がわからない状況。
- 被扶養者が受診できる健診機関は約5,500機関あるが、うち約半数は事業主と契約を結んでいるため、健診データが蓄積されているのではないかと推測している。
- 支払基金からデータを受領できれば、個別に事業所を回って契約を結んでもらう労力がなくなる。
- 協会けんぽ東京支部の特定健診対象者は約210万人であり、うち約110万人のデータを持っている。
一方、厚生労働省のデータでは、50人以上の事業所で健診未受診者は少なく、受診率は9割を超えている。50人未満の事業所でも8割以上受診している。
- 対象者の7割程度は受けていると思うので、2割程度のデータを取りこぼしているのではないかと推測している。
そのデータが取得できれば、健診受診率も大幅に上がり保険者として基礎データもできあがる。システムからデータを取得できる仕組みを検討いただきたい。

5 特定健康診査・特定保健指導・未治療者への受診勧奨の一体的な取り組みについて

- 健診受診後、保健指導に結びつくのは2~3か月後、場合によっては6~7か月後となる。健康意識が高まっているその場で対応できる仕組みがないと効果が薄れる。
- 健診データを健診機関が閲覧できるようになれば実効性が高まるため、ICTの推進を進めていただきたい。

《厚生労働省》

- ・電子化を進めることが第一であると思っている。
- ・労働担当課とも相談しながら進めていきたい。マイナポータルを活用しながら、結果を保険者に返すことなど検討していきたい。

9 (5) 健康保険組合における国庫補助金を活用した特定保健指導のモデル実施について

- 当年度に実施するモデル事業対象者は、当年度に健診を受けて階層化された者となるため、該当者への取り組みの時期が年度後半になってしまう。そのため、前年度に健診を受けた人もモデル実施の対象として含めてほしい。

《厚生労働省》

- ・モデル事業について、アウトカムの保健指導の効果がでることをゴールにした保健指導の見直しを検討している。例えば 2kg2cm などではなく、何%減など個人にあったものにしていきたい。

その他

- 特定健診等制度が始まって 10 年以上であるが、未だ特定保健指導が伸びていない。保険者の手助けになるので特定保健指導による効果やメリットを国がしっかり示してほしい。
- 循環器病対策推進基本計画について、東京都でも検討が進んでいる。現在特定健診で心電図に結びつけるのは医師の判断が必要となっている。ある程度血圧の高い方は必須項目になれば早く疾病が見つかるのではないか。循環器疾病は医療費や死亡率も高いので検討していただきたい。

《厚生労働省 要望書に関するその他コメント》

第 4 期特定健康診査等実施計画について

- ・令和 3 年 7 月から医療保険部会で第 4 期に向けた検討がはじまった。
- ・特定保健指導について、時間とポイントだけの関係でよいのかなど検討していきたい。

受診勧奨について

- ・特定健診受診勧奨後のフォローがない。必要だと思うので 4 期に向けて検討したい。

特定健診の判断基準について

- ・判断基準を追加する意見をいただいた一方で、シンプルな判断基準のほうがよいという意見もあるため、併せて検討したい。

【参考】要望書以外の意見交換

〈厚生労働省から『40歳未満の事業主健診結果の提供』に関する意見交換〉

- ・ 健保法改正により令和4年1月から40歳未満に対する事業主健診の結果を保険者に提供する規定を盛り込み、保険者が事業主に求めがあった場合は、事業主から保険者へ提供しなければならない。
- ・ 現在スキームを検討しているが、40歳以上の特定健診は保険者の義務となっているため、医療保険者の費用負担であっても健診データを入手して実施率を把握するが、40歳未満については、保険者の義務はないので、保険者のデータヘルスの一環として保健事業で活用する立て付けとなる。

⇒どのようなことが整えばスムーズにいくのか等について伺いたい。

(意見)

- 事業主健診の金銭的なインセンティブがないと効果は低いと思う。保険者はデータを集めて分析することが重要。
- 特定保健指導がどのような効果があるのか国のエビデンス等があればよい。
- 年齢で区分せず疾病予防として取り組んでいるところもある。受診者が受けやすいシステムが必要。今後、どのようなシステム改修が必要か問い合わせもあるので、具体的な内容も早く示していただきたい。

(4) 日本健康会議「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」の採択について

令和3年10月29日に開催された「日本健康会議2021」において、第二期日本健康会議の活動指針として、「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」が採択された。

保険者協議会に係る取り組みについては「宣言2」として示されている。

なお、宣言の採択にあたり目標数値（KPI）を決定するため、厚生労働省から令和3年8月1日時点の達成状況について事前調査があり、事務局で回答（案）を作成し、保険者協議会会長と協議の上提出した。

第一期
(2015年～2020年)

第二期
(2021年～2025年)

「健康なまち・職場づくり宣言2020」（8つの宣言）

「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」

宣言1	予防・健康づくりに関して、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。
宣言2	かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を1,500市町村、広域連合を47団体とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。 * 2019年度より目標を800市町村から1,500市町村に、24広域連合から47広域連合に上方修正
宣言3	予防・健康づくりに向けて47都道府県の保険者協議会すべてが、地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。
宣言4	健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社(法人)以上とする。
宣言5	協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を3万社以上とする。 * 2018年度より目標を1万社から3万社に上方修正
宣言6	加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。その際、情報通信技術(ICT)等の活用を図る。
宣言7	予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。
宣言8	品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用助奨など、使用割合を高める取り組みを行う。



宣言1	地域づくり・まちづくりを通じて、生活していく中で健康でいられる環境整備に取り組む自治体を1,500市町村以上とする。 ※旧宣言1, 2を踏襲・発展
宣言2	47都道府県全てにおいて、保険者協議会を通じて、加入者及び医療者と一緒に予防・健康づくりの活動に取り組む。 ※旧宣言3を踏襲・発展
宣言3	保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする。 ※旧宣言4, 5, 7を踏襲・発展
宣言4	加入者や企業への予防・健康づくりや健康保険の大切さについて学ぶ場の提供、及び上手な医療のかかり方を広める活動に取り組む、保険者を2,000保険者以上とする。 ※旧宣言1, 2, 6, 8を踏襲・発展
宣言5	感染症の不安と共存する社会において、デジタル技術を活用した生涯を通じた新しい予防・健康づくりに取り組む保険者を2,500保険者以上、医療機関・薬局を20万施設以上とする。 ※旧宣言6を踏襲・発展

宣言 2 具体的な取組		事前調査 回答
i)	特定健診・保健指導の実施率向上に向けて、実施率の高い保険者の取組例の共有や、保険者共同での広報活動を行っていること。	○
ii)	集合契約の連絡調整に加えて、被用者保険の被扶養者向け健診と自治体のがん検診等の同時実施や、保険者でのがん検診等の実施など、健診の魅力を高めるための保険者と医療関係者との連絡調整を広く行っていること。	○
iii)	被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。	○
iv)	加入者のレセプトデータや特定健診・事業主健診データ、利用者属性等を分析して、保険者による地域・職域の予防・健康づくりの取組に貢献すること。	○
v)	<u>都道府県医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等とともに加入者の健康に関連した社会的課題の把握に取り組んでいること。</u>	×
vi)	保険者が民間委託している保健事業について、成果指標の目標と実績を共有する場を設けていること。	○
vii)	<u>所在地以外に住む加入者や被扶養者等が保健事業に参加しやすい環境づくりを進めるため、特定健診・保健指導以外の保健事業を共同で実施する集合契約を保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。</u>	×
viii)	都道府県と連携して、地域版日本健康会議を開催すること。	○

i) ~ vi) を、すべて実施すること。

効果検証を行うこと。

一つ以上実施すること。

宣言 2 達成要件

<p>次の①、②について、行われていること。</p> <p>① 上記の具体的な取組 i) ~ vi) を、すべて実施すること。 また、具体的な取組 vii) 及び viii) の中から、一つ以上実施すること。</p> <p>② iv)、v) の取組に関する効果検証を行うこと。</p>
--

「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」 事前調査回答様式

東京都保険者協議会 回答 (2021年8月1日時点)

大枠欄のうち該当があるものについて、ご記入をお願いいたします。		2021年4月1日～8月31日中に実施済み	2021年度中に実施予定
大項目	小項目	※複数回答可	
1. 特定健康診査・保健指導の実施率向上	①特定健康診査・保健指導の実施率向上に向けて、実施率の高い保険者の取組例の共有や、保険者共同での広報活動を行っていること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	②集合契約の連携調整に加え、被用者保険の被扶養者向け健康と自治体のがん検診等の同時実施や、保険者でのがん検診等の実施など、健診の魅力を高めるための保険者と医師関係者の連携調整を広く行っていること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	③被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	④被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑤被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑥被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑦被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑧被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑨被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑩被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑪被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑫被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑬被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑭被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑮被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑯被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑰被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑱被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑲ 具体的な取組内容をご記入ください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑳ 質問①の回答に、実施率が高い保険者の取組例の共有が含まれる場合、共有している取組例の実施保険者名・具体的な取組内容をご記入ください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	【2020年度中に実施済み】 (1)-① 保健事業の推進に係るポスター及びびりーフレットを作成し、東京都保険者協議会ホームページで展開。 (2)-① 特定健康診査・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした『特定保健指導等プログラム研修会』を開催。 【初級編】(7月20日～8月14日/動画配信形式で開催) 【専門編】(9月25日、30日/集合研修形式で開催) 【中・上級編】(10月14日、21日/集合研修形式で開催) (2)-② ①の研修会【中・上級編】において、特定健康診査・特定保健指導の実施率が高い保険者の事例を共有。(被用者保険者：4保険者、国民健康保険保険者：2保険者) (3)-① 効果的な保健事業を展開するための必要な知識を習得することを目的とした『保健事業に関する研修会』を開催。(12月1日～18日/動画配信形式で開催) (4)-① 東京都保険者協議会保健活動部会において、被用者保険者における被保険者及び被扶養者ごとの特定健康診査・特定保健指導等の実施体制や取組を調査し、報告書を作成。 (4)-② 上記調査報告書内で、特定健康診査・特定保健指導実施率向上のための各保険者の工夫点を掲載。 【2021年4月1日～8月1日に実施済み】 (1)-① 保健事業の推進に係るポスター及びびりーフレットを作成し、東京都保険者協議会ホームページで展開。 (2)-① 保険者が特定健康診査・特定保健指導等について知識を習得することを目的とした『特定保健指導等プログラム研修会』を開催。 【初級編】(5月13日～6月11日/動画配信形式で開催) 【2021年度中に実施予定】 (1)-① 保健事業の推進に係るポスター及びびりーフレットを作成し、東京都保険者協議会ホームページで展開予定。 (2)-① 保険者が特定健康診査・特定保健指導等について知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【専門編】【中・上級編】』を開催予定。 (3)-① 効果的な保健事業を展開するための必要な知識を習得することを目的とした、『保健事業に関する研修会』を開催予定。(11月～12月頃/動画配信形式で開催) 【2020年度及び2021年度中に実施済み】 (1) 全国健康保険協会東京支部と東京都7区市とが「生活習慣病対策等における連携・協働に関する覚書」を締結し、がん検診等の受診促進を推進するための支援を行っている。 (2) 東京都保険者協議会ホームページから、東京都が管理している『とうきょう健康ステーション「区市町村がん検診担当部署」』へリンクを貼り、東京都区市町村のがん検診情報が容易に閲覧出来るように掲載。 (平成20年度より公開している、特定健康診査Bの実施機関と併せて利用者が閲覧することにより、がん検診との同時実施を促進することを目的とする)【2020年度及び2021年度中に実施済み】 全国健康保険協会東京支部と東京都7区市とが「生活習慣病対策等における連携・協働に関する覚書」を締結し、地域の実情に応じた健康づくりなど保険者間での健診実施に向けて支援をしている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

大項目	小項目	2020年度中に実施済み	2021年4月1日～8月1日に実施済み	2021年度中に実施予定	取組の詳細等についての質問・回答 ※各要件に該当する場合、8月1日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いします。1つの欄に複数の回答を記入しても構いません。
2. 予防・健康づくりの推進	<p>①加入者のライフスタイルデータや特定健診・事業主健診データ、利用者属性等を分析して、保険者による地域・職域の予防・健康づくりの取組に貢献すること。また、それに対する効果検証を行っていること。</p> <p>○</p>	○	○	○	<p>【2020年度中に実施済み】</p> <p>(1)-① 東京都保険者協議会データ分析部会において、健康スコアリングレポートについて情報共有を行った。 データ提供先 (健康保険組合、国民健康保険、東京都後期高齢者医療広域連合) ・共有項目 (年齢構成、性別、事業・業務（地域の特徴）、受診率や医療費の状況等から主に取り組んでいる保健事業、健康スコアリングの活用状況 等) ・結果の共有方法 (東京都保険者協議会ホームページで公表（一部、保険者協議会の構成員のみで共有）)</p> <p>【2021年度中に実施予定】</p> <p>(1)-① 東京都保険者協議会データ分析部会において、健康スコアリングレポートについて情報共有を行う予定。 データ提供先 (健康保険組合、国民健康保険、東京都後期高齢者医療広域連合) ・共有項目 (年齢構成、性別、事業・業務（地域の特徴）、受診率や医療費の状況等から主に取り組んでいる保健事業、健康スコアリングの活用状況、保健事業の取組による効果検証結果 等) ・共有方法 (東京都保険者協議会ホームページで展開（一部、保険者協議会の構成員のみで共有）)</p> <p>(1)-② 上記情報共有項目に、保健事業の取組による効果検証結果が含まれている。</p> <p>(2)-① 保険者が実施する保健事業について、取組事例を構造化し、健康課題の解決策や実施体制への工夫等をヒアリング等により見える化したものを部会等で共有する予定。 (取扱いテーマ：特定保健指導、後発医薬品使用促進)</p> <p>(2)-② 上記構造化事業において、各保健事業に対するアウトカム等の評価も含める予定。</p>
	<p>②具体的な取組内容をご記入ください。</p> <p>③具体的な効果検証内容をご記入ください。</p>				
	<p>②都道府県医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等とともに加入者の健康に関与した社会的課題の把握に取り組んでいること。また、それに対する効果検証を行っていること。</p>				
	<p>③保険者が民間委託している保健事業について、成果指標の目標と実績を共有する場を設けていること。</p>				
	<p>④所在地以外に住む加入者や被保険者等が保健事業に参加しやしない環境づくりを進めるため、特定健診・保健指導以外の保健事業を共同で実施する集合契約を保険者協議会が連絡調整や支援をしていること。</p>				

大項目	小項目	2020年度中に実施済み	2021年4月1日～8月1日に実施済み	2021年度中に実施予定
3. 地域版日本健康会議の開催	<p>都道府県と連携して、地域版日本健康会議を開催すること。</p> <p>地域版日本健康会議の会議体等について、具体的な内容をご記入下さい。</p>	○	○	○

取組の詳細等についての質問・回答
 ※各要件に該当する場合、8月1日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。
 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いします。1つの欄に複数の回答を記入しても構いません。

【2020年度中に実施済み】

《会議体等について》

- ・名称 (東京都健康推進プラン21 (第二次) 推進会議、東京都健康推進プラン21 (第二次) 推進会議実施検討部会)
- ・実施日程 (7月7日、12月9日、2月10日～19日 (書面開催)、3月4日)
- ・主催者 (東京都)
- ・参加者 (学識経験者、医療関係団体の代表、関係団体の代表、関係行政機関の職員)
- ・主な議題 (プラン21 (第二次) の推進方策に関すること等)
- ・開催頻度 (年5回程度)
- ・関係者協議会との関係 (保険者協議会の構成員が保険者団体代表として当該会議に参画)

【2021年度中に実施済み】

《会議体等について》

- ・名称 (東京都健康推進プラン21 (第二次) 推進会議、東京都健康推進プラン21 (第二次) 推進会議実施検討部会)
- ・実施日程 (7月9日、8月3日、11～12月、1～2月 (予定))
- ・主催者 (東京都)
- ・参加者 (学識経験者、医療関係団体の代表、関係団体の代表、関係行政機関の職員)
- ・主な議題 (プラン21 (第二次) の推進方策に関すること等)
- ・開催頻度 (年4回程度)
- ・関係者協議会との関係 (保険者協議会の構成員が保険者団体代表として当該会議に参画)

(5) 特定健康診査等集合契約（B 契約）における健康診査実施機関による受診者本人への結果の開示について

令和 3 年 8 月 10 日付け厚生労働省事務連絡において、「健康診査実施機関による受診者本人への結果の開示」に関し特定健康診査等集合契約についても対応することが望ましい旨が示された。

第 3 回東京都保険者協議会、第 2 回特定健診・特定保健指導特別部会 合同開催において、上記通知に伴う対応方法等について協議を行い、下記のとおり対応を行うこととなった。

通知内容

- 令和 2 年 2 月 12 日改正の「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」（平成 16 年厚生労働省告示第 242 号）において、「健康増進事業実施者が健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合において、当該委託契約の中で委託先である健康診査の実施機関が健康診査の結果を有している場合には、健康診査の受診者本人の請求に基づき、健康診査の実施機関から直接開示を行うことが可能となることを明記する等必要な工夫を図るよう努めること」とされた。
- 令和 3 年 8 月 10 日付「健康診査実施機関による受診者本人への結果の開示について」（厚生労働省医政局・健康局・労働基準局安全衛生部・子ども家庭局・保険局 事務連絡）において、上記指針に対し特定健康診査等集合契約についても対応することが望ましい旨が示された。

対応方法

令和 4 年度の新規契約締結時の契約書（代表保険者と地区医師会）の条文に記載する。

＜記載条文＞

（本人からの請求に基づく情報開示）

第●条 第 1 条の規定に基づき甲の委託を受けて乙若しくは実施機関が実施した特定健康診査について、乙若しくは実施機関がその特定健康診査の結果に係るデータ（画像データ等の乙若しくは実施機関のみが保有するデータも含む。）を有している場合には、乙若しくは実施機関は、特定健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙若しくは実施機関が受診者本人から徴収するものとする。

（存続条項）

第○条 本契約の有効期間後においても、第●条の規定は有効に存続するものとする。

上記対応に伴う関係者への調整について

- 東京都医師会から各地区医師会へ上記対応方法等に係る周知を行った。
- 令和 4 年度 特定健康診査等集合契約（B 契約）東京都代表保険者から各地区医師会に対し、令和 4 年 1 月 31 日付けで送付した「特定健康診査等集合契約説明資料」内で、上記対応方法等についての説明を行った。

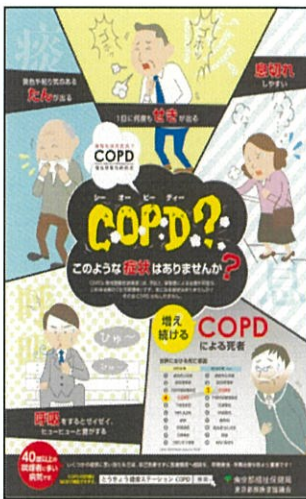
(6) 「東京都保険者協議会における協働の取組」について

各保険者が加入者への疾病予防や健康づくりのための取組を協働で行うことで、東京都全体の取組をさらに推進するよう、令和3年度も引き続き促進月間の設定を行い、東京都保険者協議会ホームページで周知を図るほか、各保険者が活用可能な普及啓発資材やポスター等の更新・追加掲載を随時行った。

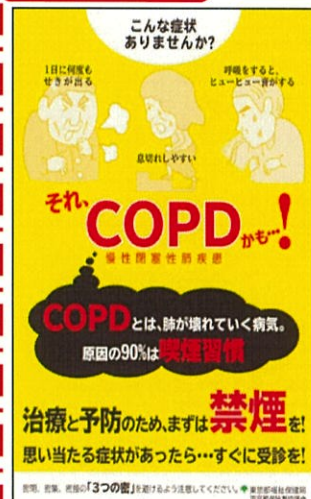
促進月間名	時期
禁煙週間	5月31日(月)～6月6日(日)
健康増進普及月間	9月
乳がん月間	10月
糖尿病予防月間	11月
後発医薬品使用促進月間	2月

《禁煙週間（5月）》

資材追加



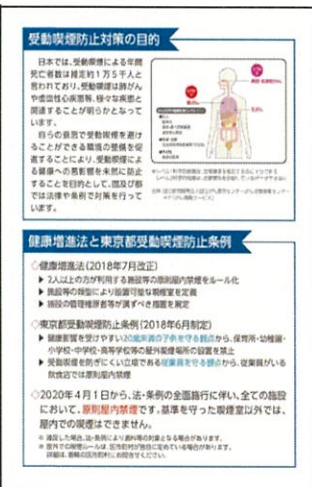
ポスター



ステッカー



チラシ



《健康増進普及月間（9月）》



ポスター



ポスター



ポスター

《乳がん月間（10月）》

資材刷新



ポスター

資材追加



リーフレット

糖尿病の重症化を防ぐ

食事療法

糖尿病の食事療法は、正しい食習慣により血糖値をコントロールし、合併症を防ぐことが大切です。特別な食事療法をする必要はありません。適量の食事を規則的・定期的・ゆっくりと食べることで、血糖値をコントロールしやすくなります。

1日の総エネルギー摂取量の計算方法

性別	年齢	活動レベル	総エネルギー (kcal)
男性	18歳未満	低	1800
		中	2000
	18歳以上	低	2000
		中	2200
女性	18歳未満	低	1600
		中	1800
	18歳以上	低	1800
		中	2000

※活動レベル：低（デスクワーク）、中（歩行、軽い運動）

1日の総エネルギー摂取量 kcal

※糖尿病の食事療法は、正しい食習慣により血糖値をコントロールし、合併症を防ぐことが大切です。

健診結果の見方

～糖尿病のリスクを測るための～

●DMⅡ値：空腹の血糖を測る数値です。
DMⅡ値 (mg/dl) 単位換算 (mmol/l)

18.5未満	100未満	正常	
18.5未満	100未満	18.5未満	25.0以上

●空腹時血糖：血糖が高い状態が続く可能性があります。
100mg/dl以上（100mg/dl未満は糖尿病ではありません）

●HbA1c：過去1～2か月の平均血糖値が分かります。
正常値 5.6%未満
5.6%未満 5.6%未満
6.5%以上 6.5%以上

●診断：（陽性）の場合、糖尿病と見られます。

健診結果、医師や看護師により糖尿病のリスクが分かると、適切なアドバイスが得られます。糖尿病の予防や治療のアドバイスが得られます。

2020年3月発行
東京都福祉保健局
東京都健康増進センター
〒100-8385 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL:03-5323-3300

血糖値をコントロールしましょう！

～糖尿病の重症化予防～

Let's Begin!

医師が糖尿病の疑いがあると告げられたら、そのままにしておいてはいけません。糖尿病は初期のうちには血糖値が高いだけで体に感じる症状がありません。そのため、気づかずにそのまま放置していると、合併症が進行し、生命にかかわる合併症を引き起こす可能性があります。血糖値が高かったあなた、治療を途中でやめたあなた、早めに受診してください。合併症を回避しましょう！

東京都福祉保健局
東京都健康増進センター

高血糖が続くと、どうなる？

高血糖状態が続くと、毛細血管を傷つけ、神経障害、網膜症、腎臓病などの合併症を引き起こす可能性があります。また、血糖値が高すぎると、中重度の糖尿病から下等度の糖尿病へと移行し、悪化すれば、腎臓病や失明、透析や透析膜などの合併症を引き起こす可能性があります。さらに、血糖値が高すぎると、脳卒中や心臓病などの合併症を引き起こす可能性があります。

高血糖状態の血管

インスリン

糖尿病の経年経過

糖尿病発症後、血糖値が高くなるにつれて、合併症のリスクが高くなります。糖尿病発症後、血糖値が高くなるにつれて、合併症のリスクが高くなります。

東京都福祉保健局
東京都健康増進センター

糖尿病網膜症の体験談

合併症に罹患したのは、
45歳の時、糖尿病の診断を受けた後、血糖値をコントロールしていましたが、糖尿病網膜症を発症しました。初期は視力が低下し、徐々に視野が狭くなるようになりました。最終的には失明の危険性がありました。早期発見と適切な治療により、失明は回避できました。

日常生活への影響は、
読書や旅行が楽しめなくなりました。また、血糖値のコントロールが難しくなりました。医師のアドバイスに従って治療を受け、現在は日常生活を送ることができています。

糖尿病治療経験者からのメッセージ
定期的な眼科検診と糖尿病治療の徹底を心がけてください。また、血糖値をコントロールすることが大切です。医師のアドバイスに従って治療を受け、失明は回避できます。

糖尿病腎症の体験談

合併症に罹患したのは、
30歳の時、糖尿病の診断を受けた後、血糖値をコントロールしていましたが、糖尿病腎症を発症しました。初期は尿蛋白が増え、徐々に腎機能が低下しました。最終的には透析が必要になりました。早期発見と適切な治療により、透析は回避できました。

日常生活への影響は、
透析を受けるようになったため、生活リズムが乱れました。また、血糖値のコントロールが難しくなりました。医師のアドバイスに従って治療を受け、現在は日常生活を送ることができています。

糖尿病治療経験者からのメッセージ
定期的な腎臓科検診と糖尿病治療の徹底を心がけてください。また、血糖値をコントロールすることが大切です。医師のアドバイスに従って治療を受け、透析は回避できます。

糖尿病神経障害・足病変の体験談

合併症に罹患したのは、
30歳の時、糖尿病の診断を受けた後、血糖値をコントロールしていましたが、糖尿病神経障害と足病変を発症しました。初期は手足のしびれや痛み、足の潰瘍がありました。最終的には足の切断が必要になりました。早期発見と適切な治療により、足の切断は回避できました。

日常生活への影響は、
足のしびれや痛みがひどくなり、歩行が困難になりました。また、血糖値のコントロールが難しくなりました。医師のアドバイスに従って治療を受け、現在は日常生活を送ることができています。

糖尿病治療経験者からのメッセージ
定期的な神経科検診と糖尿病治療の徹底を心がけてください。また、血糖値をコントロールすることが大切です。医師のアドバイスに従って治療を受け、足の切断は回避できます。

糖尿病からくる心疾患の体験談

合併症に罹患したのは、
40歳の時、糖尿病の診断を受けた後、血糖値をコントロールしていましたが、糖尿病からくる心疾患を発症しました。初期は胸痛や息切れ、最終的には心臓手術が必要になりました。早期発見と適切な治療により、心臓手術は回避できました。

日常生活への影響は、
心臓手術を受けたため、生活リズムが乱れました。また、血糖値のコントロールが難しくなりました。医師のアドバイスに従って治療を受け、現在は日常生活を送ることができています。

糖尿病治療経験者からのメッセージ
定期的な心臓科検診と糖尿病治療の徹底を心がけてください。また、血糖値をコントロールすることが大切です。医師のアドバイスに従って治療を受け、心臓手術は回避できます。

リーフレット

糖尿病予防～糖尿病の遺伝子検査対策～

糖尿病は、遺伝子検査で糖尿病のリスクを評価することができます。遺伝子検査の結果に基づいて、糖尿病の予防策を講ずることができます。また、糖尿病の診断や治療にも役立ちます。

東京都福祉保健局
東京都健康増進センター

健診結果の見方

～糖尿病のリスクを測るための～

健診結果の見方

糖尿病のリスクを測るための健診結果の見方。血糖値、HbA1c、尿糖などの数値を確認し、医師のアドバイスに従って治療を受けましょう。

東京都福祉保健局
東京都健康増進センター

糖尿病ケア（腎臓）

糖尿病による腎臓病の予防と治療。定期的な腎臓科検診と血糖値のコントロールが大切です。また、塩分やたんぱく質の摂取量を制限することも重要です。

東京都福祉保健局
東京都健康増進センター

糖尿病ケア（神経障害・足病変）

糖尿病による神経障害や足病変の予防と治療。定期的な神経科検診と血糖値のコントロールが大切です。また、足のケアや適切な履物を選ぶことも重要です。

東京都福祉保健局
東京都健康増進センター

糖尿病ケア（心疾患）

糖尿病による心疾患の予防と治療。定期的な心臓科検診と血糖値のコントロールが大切です。また、運動やストレス管理も重要です。

東京都福祉保健局
東京都健康増進センター

糖尿病ケア（視覚障害）

糖尿病による視覚障害の予防と治療。定期的な眼科検診と血糖値のコントロールが大切です。また、適切な眼鏡やコンタクトレンズの着用も重要です。

東京都福祉保健局
東京都健康増進センター

糖尿病ケア（聴覚障害）

糖尿病による聴覚障害の予防と治療。定期的な耳鼻科検診と血糖値のコントロールが大切です。また、適切な聴覚補助器具の使用も重要です。

東京都福祉保健局
東京都健康増進センター

糖尿病ケア（認知症）

糖尿病による認知症の予防と治療。定期的な脳神経科検診と血糖値のコントロールが大切です。また、認知症予防のための生活習慣の改善も重要です。

東京都福祉保健局
東京都健康増進センター

健康診断結果をよけよう

健康診断結果は ABCD をチェック!

HbA1c (糖尿病の指標) をコントロール
わたしのHbA1cは %
5.6%以上は要注意!
通常約1〜2%の平均血糖値を示します。
✓ 空腹血糖値をチェック
わたしの空腹時血糖値は mg/dL
100mg/dL以上は要注意!

Blood pressure (血圧) をコントロール
わたしの血圧は mmHg
130/85mmHg以上は要注意!
高血圧の人約1/3は脳卒中のリスクを倍増させます!

Cholesterol (コレステロール) をコントロール
わたしのLDLコレステロール値は mg/dL
120mg/dL以上は要注意!
*LDLコレステロールは「悪玉コレステロール」

Diet (体重) をコントロール
わたしの体重は kg
適正体重は kg
わたしのBMIは
BMI25以上は要注意!
BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)
適正体重=22×身長(m)×身長(m)
20歳以上の日本人の平均BMIは24.8です。BMIが25以上は「肥満」です。

Q&A

健康診断でどうやって受けるの?
加入している医療保険者(健康保険協会など)又はお住まいの区市町村で受けてみましょう!

人間ドックでもいいの?
人間ドックでもOK!
結果をしっかりと把握しましょう。

治療中は健康診断は受けなくていいの?
治療中でも健康診断は年に1回受けることが重要です。
健康診断で、治療法の改善を確認しましょう。

妊娠中に健康診断は受けなくていいの?
出産後に糖尿病になるリスクがあるため定期的に検査が必要です。お子さんの成長を見守るためにも1回は健康診断を受けましょう。

健康づくりに関する情報は「とうきょう健康ステーション」でチェック!
QRコード

気づかぬうちに 糖尿病に?

20歳以上の約1/3の人が糖尿病またはそのリスクを抱えています!

- ✓ 朝食は食べない
- ✓ 夕食は遅め
- ✓ 揚げ物大好き
- ✓ ビールは毎日2本!
- ✓ 忙しくて運動する機会が少ない
- ✓ 睡眠不足が続いている

糖尿病になるとどうなるの?
糖尿病は脳卒中、うつ病、認知症のリスクが2倍

それだけでなく...

糖尿病のリスクを減らすには?

血糖値の目安

空腹時 110未満
食後2時間 160未満
HbA1c 5.7未満

「忍び寄る とうきょう びょう びょう 糖尿病」

～見直そう 生活習慣～

東京都福祉保健局 東京都保険者協議会

ABCD をコントロールするために

食事 運動 睡眠等の生活習慣を Small Change!

あなたはどれにチャレンジする? /

朝食・昼食・夕食を規則正しく、食べよう

☐ テレワークの日も欠かさずに減塩しよう

減塩調味料を使うこともオススメ!

異ななくさん味汁で野菜をとって、汁は少なめ・温度はぬるめにして減塩しよう

減塩調味料を使うこともオススメ!

早食いと食べ過ぎを防ぐために、食事の途中でゆっくりと進めお茶を飲もう

砂糖は減らすのもオススメです!

食べる前にどうしてもお腹が空いたら...

☐ ホットミルクや無糖ヨーグルトで小腹を満たそう

1 ついでにカルシウムもとれます

30分に1回は椅子から立ち上がって動こう

立ち上がるだけで毎日の歩数を増やせます

毎日の歩数を記録「あと10分(1,000歩)歩く」を目標にしよう

歩数計やアプリで記録するとモチベーションが上がります

毎日体重計に乗ろう!

毎日体重を測って記録することで(増えすぎ)を防止します

食後は筋トレを! 座ったままでも横になってもできます!

食後の血糖値を下げます

徒歩での移動は早歩きで! 体日はジョギング、水泳等の有酸素運動にチャレンジ!

有酸素運動は血糖値を下げる効果があります

ぐっすり眠って朝はすっきり起きよう

寝る前にテレビやスマートフォンを見る習慣を見直そう

1時間に1回深呼吸をして、心身ともにリラックスしよう

深呼吸はストレスを軽減します

禁煙にチャレンジ

禁煙はインサリンの量を減らす効果があります

お酒を飲むときは、飲みすぎを防ぐため、お酒と同じ量の水を一気に飲もう

水分を摂ると血糖値の上昇を抑えられます

定期的な血糖検査を受けよう

血糖値を定期的にチェックすることで、早期発見・早期治療が可能です

リーフレット

東京都発信の健康づくり関連情報はここに!

1. 東京都健康づくり推進センター
2. 東京都健康づくり推進センター
3. 東京都健康づくり推進センター
4. 東京都健康づくり推進センター

01 どうして職場で? 糖尿病予防!

あなたの会社の従業員の約1/3が糖尿病またはそのリスクを抱えている可能性があります。

実は身近な病気に関係する...糖尿病

糖尿病は脳卒中、うつ病、認知症のリスクが2倍

血糖値の目安

空腹時 110未満
食後2時間 160未満
HbA1c 5.7未満

02 どの人が要注意なの? あなたの会社の従業員ももしかして? あてはまる?

こんな人はいませんか?

朝食は食べない
夕食は遅め
揚げ物大好き
ビールは毎日2本!
忙しくて運動する機会が少ない
睡眠不足が続いている

糖尿病になるとどうなるの?
糖尿病は脳卒中、うつ病、認知症のリスクが2倍

03 健康診断の結果を把握して、健康づくりに役立てよう!

HbA1c 5.6 6.0 6.5

正常 要注意 受診済

血糖値やHbA1cに応じて、生活習慣の改善や医療機関への受診が必要となります。

04 企業で具体的に取り組める糖尿病予防

安全衛生委員会等で健康づくりに取り組んでください!

健康診断 100% 実施率

健康づくりに関する情報

05 困ったとき、もっと知りたいとき

健康診断に関する情報はここから

健康診断の受け方・受け場所はこちら

健康診断の受け方・受け場所はこちら

パンフレット

《後発医薬品使用促進月間（2月）》

使ってみよう 安心だね 飲みやすいね

これなら安心
あなたもジェネリックに
しませんか

多くの方がジェネリック医薬品を使用しています。
後発品の使用割合は約77%です。*

ジェネリック医薬品のポイント

安心 長年飲んでいた薬について、突然薬の成分が変更されたら、効果が不安定になる可能性があります。ジェネリック医薬品は、有効成分が同等であるため、安心して飲めます。

飲みやすく なった薬も 昔は飲みにくかった薬も、ジェネリック医薬品になると、飲みやすくなっています。

低価格 後発薬は、先発薬よりも製造コストが低いため、価格が安くなっています。

次の世代の 負担軽減 40代以上の高齢者は、後発薬の使用が推奨されています。後発薬は、副作用が少なく、飲みやすいという特徴があります。

医師または薬剤師に相談してみましょう

持っていくと役立つ持ち物

- ジェネリック医薬品希望シールを貼った保険証やお薬手帳
- ご加入の健康保険から届いた連絡通知

東京都保険者協議会

ポスター

今までも。これからも。

↑ 未来 Mirai
↑ 信頼 Shinrai
↑ 安心 Anshin
↑ ジェネリック医薬品

その先には、ひろがる笑顔。

安心・信頼 未来

東京都保険者協議会

ポスター

資料追加

お役立ち情報

- 都の取組を知りたい
【東京都後発薬安心利用促進ホームページ】
- 国の取組を知りたい
【後発薬（ジェネリック医薬品）の使用促進について（厚生労働省）】
- ジェネリック等々すり相談をしたい
【MIDANより相談電話番】
03-3506-9457
月曜日の午後1時～午後5時（年末年始を除く）
午前9時から午後5時まで
- 子供の病状や発熱・便秘、子育ての情報
【後発薬安心利用推進センター】

医師または薬剤師にご相談ください

- ジェネリック医薬品希望シールを貼付している保険証も持参しますので、保険証に貼ってジェネリック医薬品を希望する際にご提示いただくことが便利です。
- また、お薬手帳を常に持ち歩くことをおすすめします。お薬手帳を医師や薬剤師に提示すると、お薬の飲み合わせ等について、より適切な説明を受けることができます。
- 医師が、お子さまの体質・病状からジェネリック医薬品が適切でないかと判断する場合があります。
- すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

わたしたちで考える
こどものお薬
お子さまのお薬
ジェネリック
にしませんか？

東京都
東京都保険者協議会

リーフレット

資料追加

わたしたちで考えるこどものお薬
お子さまのお薬
ジェネリック
にしませんか？

東京都
東京都保険者協議会

子供の薬をジェネリックに変更するのはなんとなく心配。子供も安心して飲めるの？

メーカーをはじめ薬局や病院では、患者さんに安心して服用していただくために日々取り組んでいます。

- 国の承認（注）も安全を確保するため、先発薬と同様に、国や都道府県がメーカーに立入検査等を実施しています。
- 医療機関や薬局では、お薬を服用する前に情報を確認するとともに、その後も定期的な情報収集に努めています。

（注）ジェネリック医薬品とは、長い間使用された実績がある先発薬の特許期限終了後、品質・有効性・安全性が先発薬と同等であるものとして、国（厚生労働省）が法律により認められたお薬です。

いつもの薬も飲むのをいやがるのに、ジェネリックに変更したらますます飲まなくなるんじゃないの？

年齢が増える医療費が増えて、保険料を少しでも安くすることにつながるからです

- 子供の窓口負担額は無料ですが、医療費は発生しており、皆さまの保険料や負担額に反映されています。
- 医療費は40万円を超えても増えず、その後の医療費も増えません。
- 少しでも医療費を抑えることが、将来、子供の将来の医療費負担を減らすことにつながります。

子供がいやがらずに飲んでくれたわ

＜お子さまが飲みやすいお薬が見つかるかもしれません＞

- ジェネリック医薬品は、小粒化、形状の変更、味の改良など、製剤工夫がなされているものもあります。
- 小粒化：口の中に入れてすぐに溶かす
- 飲みやすくコーティング

＜保険料を少しでも安くすることに役立ちます＞

- 医療費は保険料や税金でまわっています。そのため医療費の増減に伴って保険料も増減します。
- ジェネリックが一般的に先発薬より安価なため、少しでも医療費を抑えることが、将来、子供の世帯の保険料負担を減らすことに役立ちます。

医師または薬剤師にご相談ください

- ジェネリック医薬品希望シールを貼付している保険証も持参しますので、保険証に貼ってジェネリック医薬品を希望する際にご提示いただくことが便利です。
- お薬手帳を常に持ち歩くことをおすすめします。
- 医師が、お子さまの体質・病状等からジェネリック医薬品が適切でないかと判断する場合があります。
- すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

お役立ち情報

- 都の取組を知りたい
【東京都後発薬安心利用促進ホームページ】
- 国の取組を知りたい
【後発薬（ジェネリック医薬品）の使用促進について（厚生労働省）】

＜編集・発行＞ 令和3年6月発行（第5版）
東京都福祉保健局

リーフレット

《被用者保険の加入者向けパンフレット》

健康保険組合からのお知らせ
退職される60歳以上の方へ

これからは **国民健康保険の特定健診** を受けましょう!

まずは **国民健康保険への切り替え** が **必要** です

今まで使用していた **国民健康保険** に加わり、
 すみやかに**14歳以内**に国民健康保険へのご加入の手続きをお願いいたします。
※国民健康保険に加入する際は、国民健康保険料を納付する必要があります。

手続きに必要なもの

- 国民健康保険料納付書
- 本人印鑑等類

● **特定健診とは...**
 40歳〜74歳の方を対象に、生活習慣病の予防を目的として一時的な健診です。

● **特定健診を受けるメリット**
 ● 生活習慣病の予防と早期発見 ● 生活習慣病の重症化を防ぐことにより、医療費の負担を軽減することができます。

● **生活習慣病が進行すると...**
 生活習慣病が進行すると、糖尿病、高血圧、脂質異常症、腎臓病、脳卒中、心臓病、がんなど、さまざまな病気の原因となります。

特定健診

医師・7名の保健師が、生活習慣病の予防を目的として一時的な健診です。病気の早期発見により、重症化を防ぎ、医療費の負担を軽減することができます。

特定保健指導

特定健診の結果、生活習慣病の予防リスクが高いと判定された方が対象となります。保健師が個別指導を行い、生活習慣病の予防を促します。

がん検診

がんを早期発見し、適切な治療ができます。受診が義務づけられていますが、受診が義務づけられていないがんの種類もあります。

歯科健診(検診)

口内検診、歯垢検査など、生活習慣病の予防を目的としています。歯科検診は、生活習慣病の予防に役立ちます。

地域により様々な事業を行っています。

ぜひ、あなたの地域情報をゲットしてください！
 詳細は、お住まいの地域別のホームページをご覧ください！

東京部のホームページに各区市町村のリンク欄が掲載されています。
 お住いの地域情報の収集にお役立てください。

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/link/link04.html>



パンフレット

(7) 保険者の取組事例の構造化について

【令和3年度 協力保険者及び取組テーマ】

- ・全国健康保険協会 東京支部 【取組テーマ：特定保健指導】
- ・東京都後期高齢者医療広域連合 【取組テーマ：後発医薬品使用促進】

【ご助言者】

東京大学未来ビジョン研究センター
データヘルス研究ユニット
特任教授 古井 祐司 氏

【取組状況】

《令和3年10月4日》

協力保険者及び委員を対象とした「保健事業の構造化及び保健事業カルテの説明会」を開催（講師：古井先生）

《～令和3年10月末》

協力保険者にて、保健事業カルテを記入

《令和4年1月6日及び7日》

古井先生及び事務局によるヒアリングを実施（訪問）

《～令和4年1月末》

協力保険者にて、ヒアリング内容をもとに保健事業カルテに加筆

《令和4年2月以降》

- ・古井先生による保健事業カルテ及びヒアリング内容に対するフィードバック
- ・各会議等での結果報告
- ・東京都保険者協議会ホームページへの掲載

【東京都保険者協議会ホームページでの公開について】

保健事業カルテ加筆版に、古井先生の「協力保険者の事業に対する助言」及び「保健事業カルテを閲覧した他保険者に気付きや示唆を与える助言」を掲載した内容を公開した。

(8) コロナ禍の健康等への影響分析について

第3回東京都保険者協議会 協議事項「令和4年度における東京都保険者協議会の取組について(案)」において、委員よりコロナ禍の健康等への影響分析に関するご意見があった。

第3回データ分析部会及び保健活動部会において、本案件に係る令和4年度の取組について協議を行い、分析項目等の詳細については今後の会議で検討しながら、可能な範囲で取り組んでいく方向性となった。

第3回東京都保険者協議会における委員ご意見(要旨)

○全国健康保険協会東京支部 元田副会長

協会けんぽのデータから、コロナによる運動不足、食生活の変更、睡眠の減少、メタボの増加などが見えてきた。まだ1年だけのデータのため、今後も続くのか一過性で終わるのかは分からないが、医療費の増加や健康の悪化につながる懸念がある。

この状況は協会けんぽだけではないと思われるため、保険者協議会全体でデータ解析を行い、現状把握とそれに伴う取組検討をしていった方がよい。

○公益社団法人東京都医師会 平川委員

東京都医師会としても同意見である。コロナ禍の下、過度の自粛、又はリモートの働き方によって、心身のレベルは落ちていると思われる。特にフレイルに関しては相当進行しているということが疑われており、フレイル予備軍も増えている。

促進月間の中にフレイル対策、フレイル予防を明らかに見える形にさせていただくとともに、調査研究も含めてぜひ組み込んで欲しい。

令和4年度の取組(案)

○新型コロナウイルス感染症により、被保険者等の健康状態が変化している可能性があるため、データ分析部会の各委員がコロナ前後の特定健診結果等の推移を持ち寄り、都内の傾向を把握する。

○把握した傾向について、データ分析部会及び保健活動部会で共有し、保険者協議会としての取組ができないか検討する。

今後の検討課題

○各委員が持ち寄る分析項目、分析する年度等の検討

【分析の例】・法定報告の内臓脂肪症候群の割合の経年変化(H30、R2)

・血液検査から、血圧、HbA1c(H30、R2)

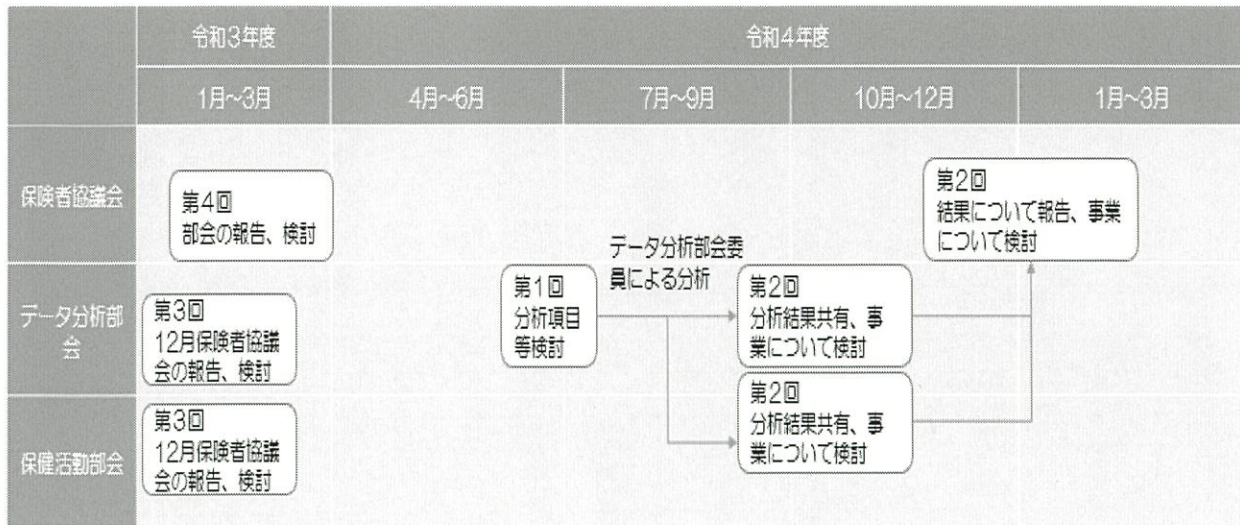
・質問票から、食事習慣、運動習慣等の変化(H30、R2)等

※場合によって資料は保険者協議会HPで公表せず、委員のみの取扱い資料とする。

※可能であれば平均だけではなく、分布も算出する。また、主な業態別に分析する。

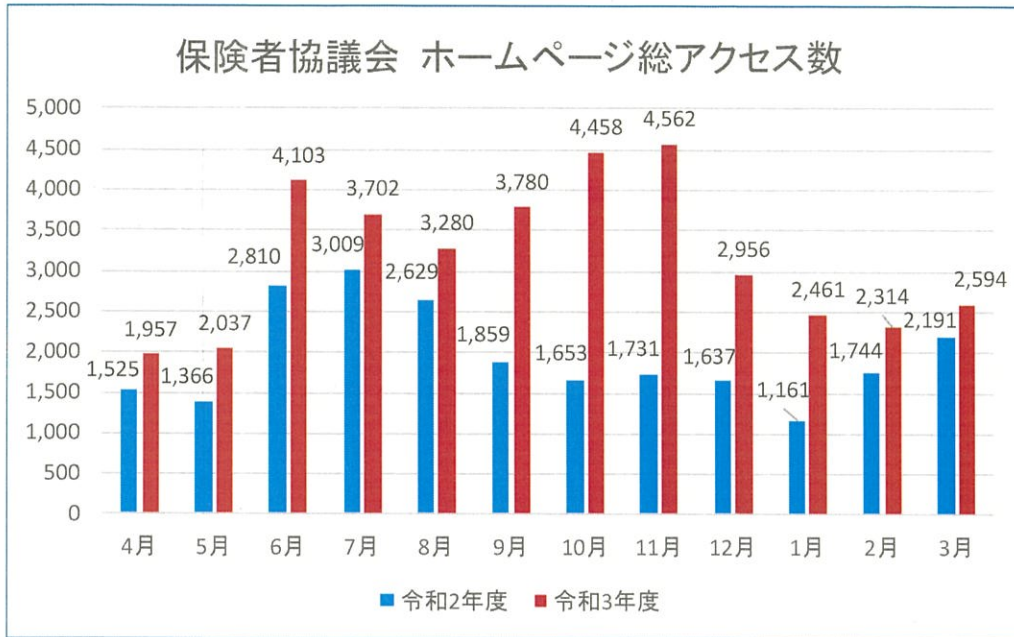
○把握した課題に対する取組の検討

○コロナ禍の健康等への影響分析に関する今後の流れ（例）



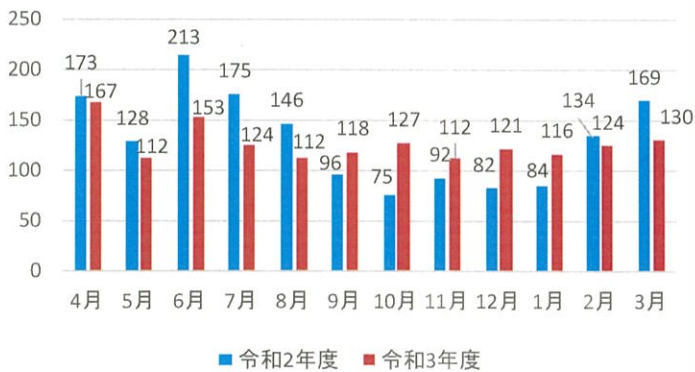
《参考》 令和3年度 ー保険者協議会ホームページアクセス数ー

総アクセス数以下は、ホームページトップ画面の項目ごとのグラフとなります。

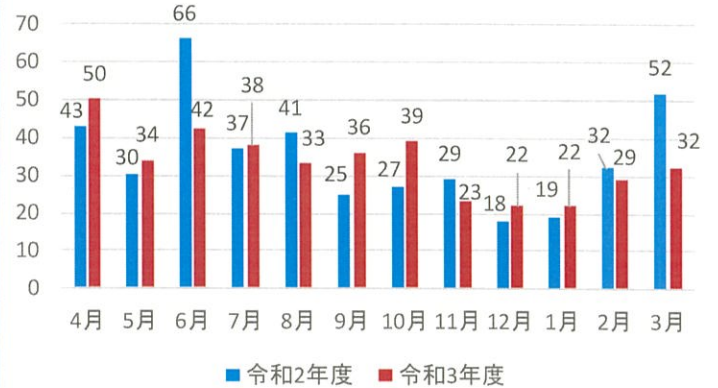


保険者協議会について

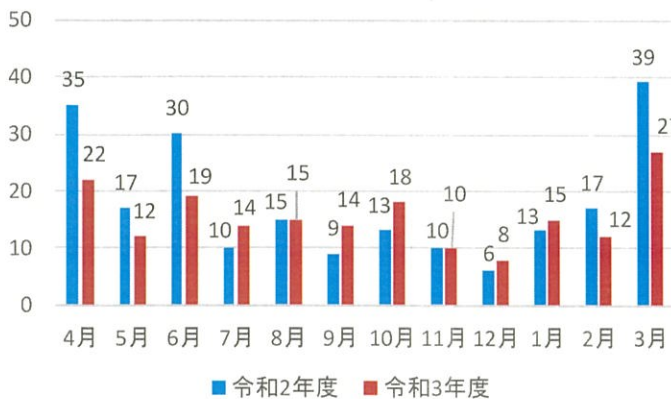
保険者協議会概要



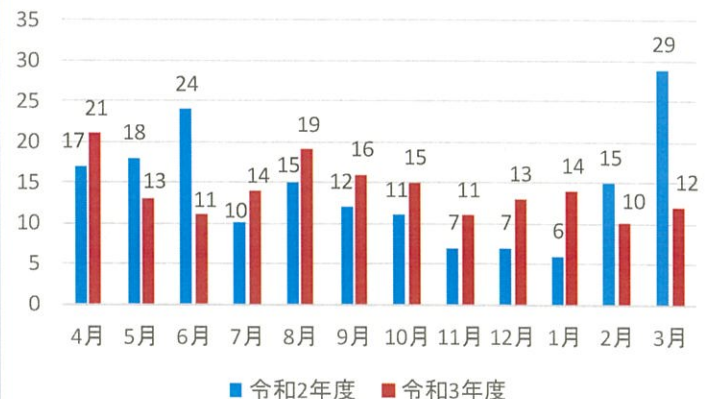
構成団体



保険者協議会事業計画

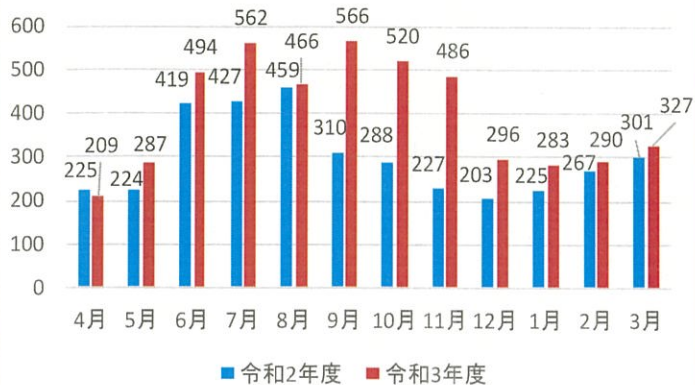


設置運営規程等

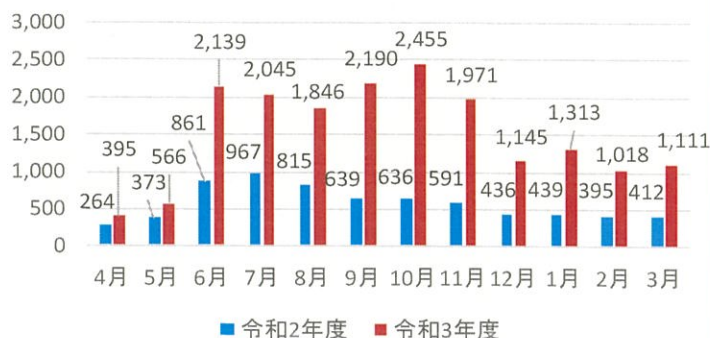


特定健診・特定保健指導集合契約（B）

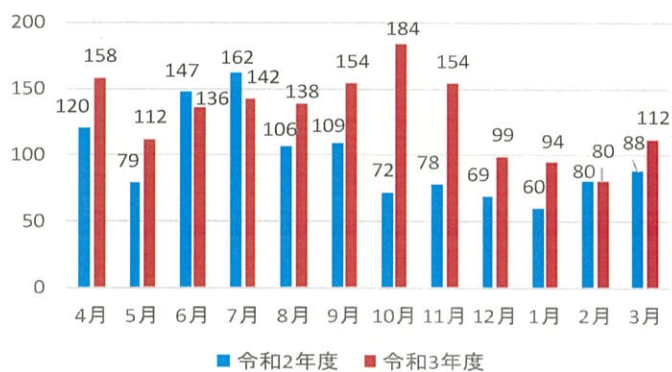
集合契約に関する各種届出様式



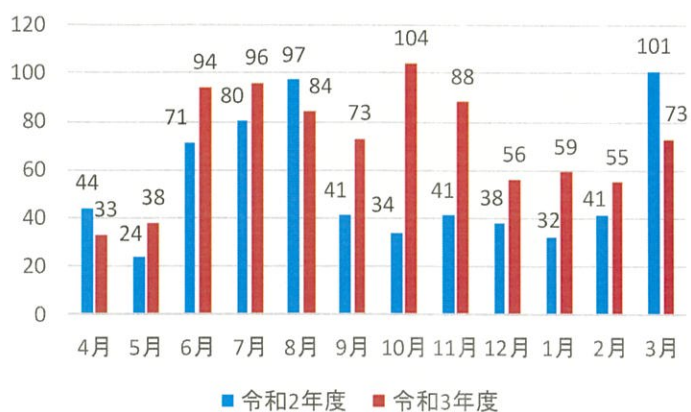
特定健診・特定保健指導集合契約 実施機関一覧



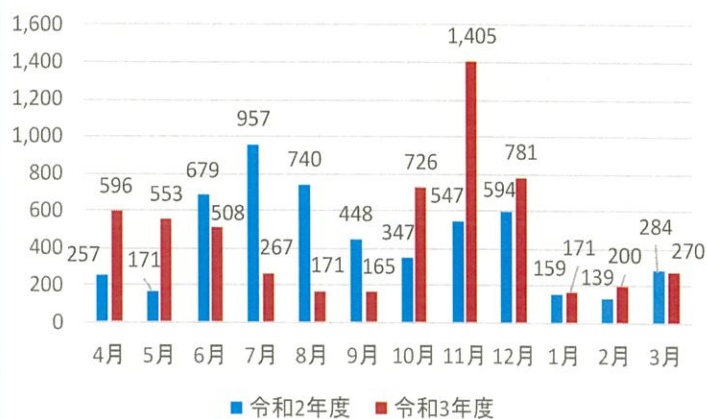
特定健診・特定保健指導集合契約委託元 保険者一覧



がん検診

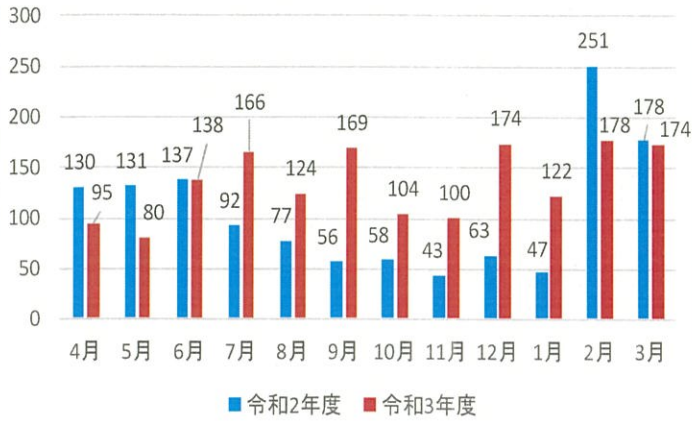


研修会

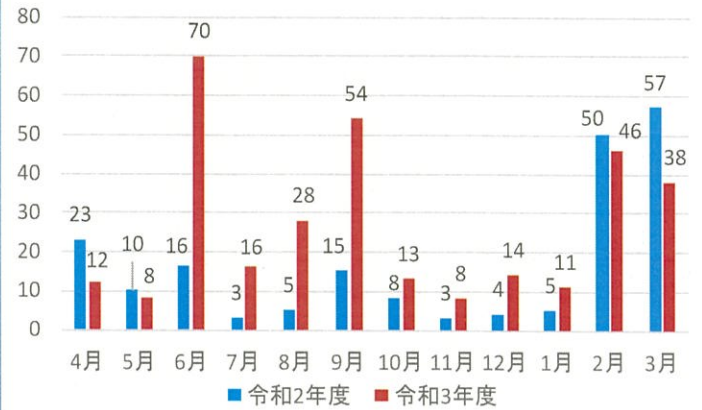


事業報告

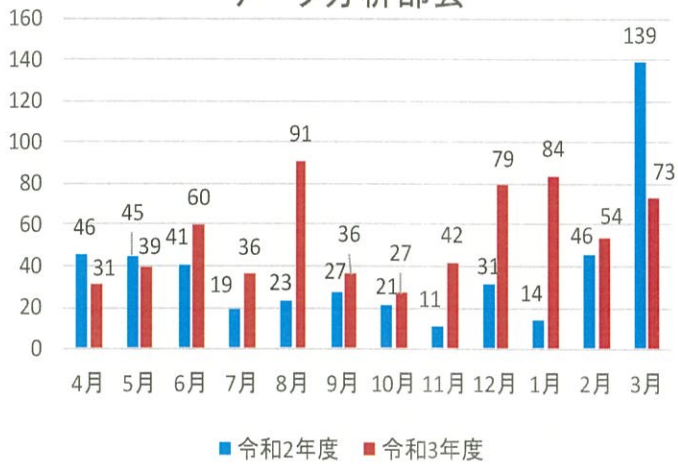
保険者協議会



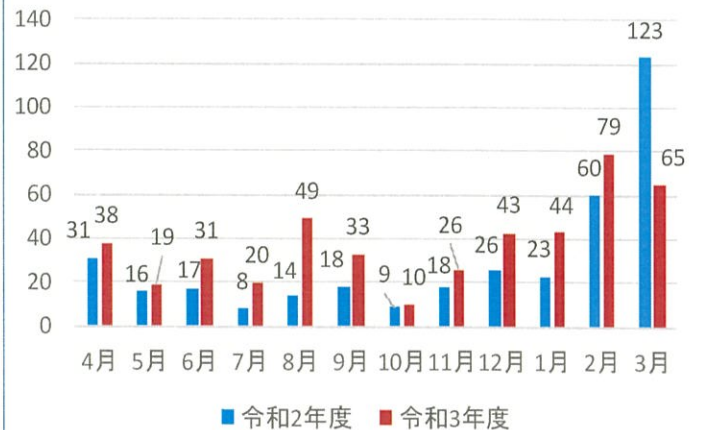
医療計画等検討部会



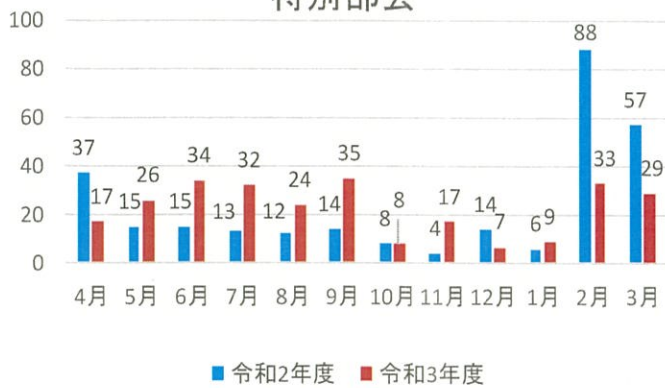
データ分析部会



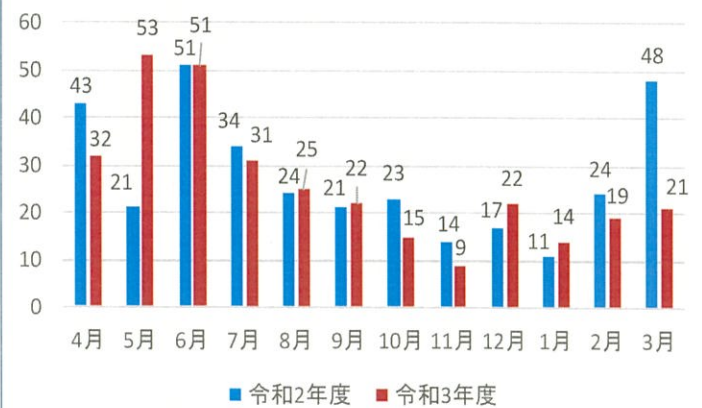
保健活動部会



特定健診・特定保健指導 特別部会

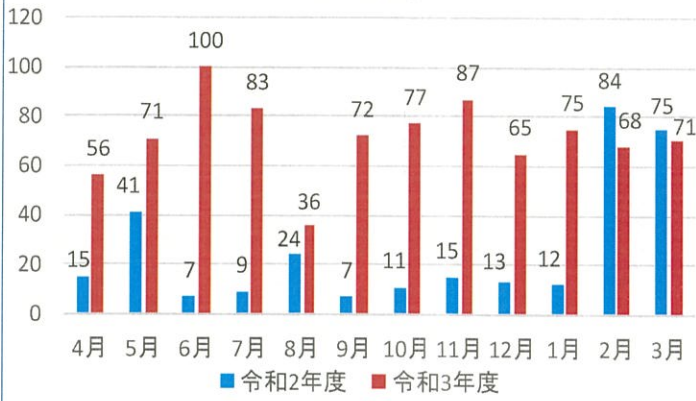


過去の取り組み(調査・分析関係)

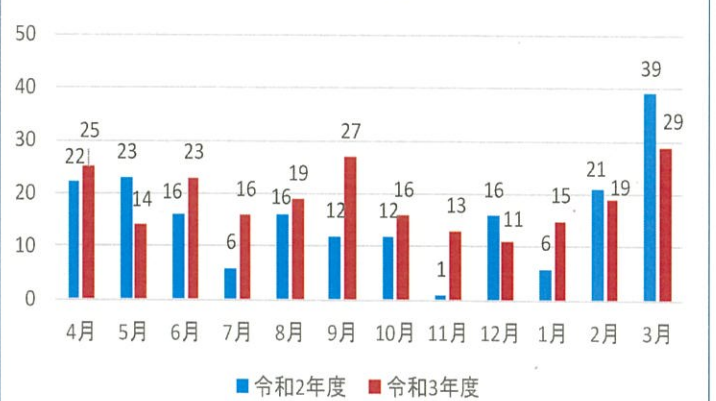


事業報告

啓発事業



促進月間



第 2 号議案

令和 3 年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出決算について

(提案の趣旨)

東京都保険者協議会の令和 3 年度の決算について報告いたしたい。

別紙のとおり定めたい。

令和 4 年 7 月 12 日提出

東京都保険者協議会
会長職務代理者
副会長 元 田 勝 人

空白のページです。

令和 3 年度
東京都保険者協議会関係業務会計
歳入歳出決算

空白のページです。

歳入額	30,006,734円
歳出額	25,375,734円
歳入歳出差引残額	4,631,000円 (令和4年度への繰越額)

令和3年度 東京都保険者協議会関係業務会計

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算現額と収入 済額との比較
1	負担金	15,743,000	11,019,559	11,019,559	0	0	△ 4,723,441
	1 負担金	15,743,000	11,019,559	11,019,559	0	0	△ 4,723,441
2	国庫支出金	15,742,000	15,458,000	15,458,000	0	0	△ 284,000
	1 国庫補助金	15,742,000	15,458,000	15,458,000	0	0	△ 284,000
3	諸収入	2,000	175	175	0	0	△ 1,825
	1 諸収入	2,000	175	175	0	0	△ 1,825
4	繰越金	3,530,000	3,529,000	3,529,000	0	0	△ 1,000
	1 繰越金	3,530,000	3,529,000	3,529,000	0	0	△ 1,000
歳入合計		35,017,000	30,006,734	30,006,734	0	0	△ 5,010,266

歳入歳出決算書

歳 出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1	総務費	3,595,000	1,300,401	2,294,599	2,294,599
	1 総務管理費	3,595,000	1,300,401	2,294,599	2,294,599
2	事業費	10,512,000	4,289,787	6,222,213	6,222,213
	1 事業費	10,512,000	4,289,787	6,222,213	6,222,213
3	諸支出金	20,810,000	19,785,546	1,024,454	1,024,454
	1 諸支出金	17,280,000	16,256,546	1,023,454	1,023,454
	2 償還金及び還付金	3,530,000	3,529,000	1,000	1,000
4	予備費	100,000	0	100,000	100,000
	1 予備費	100,000	0	100,000	100,000
歳 出 合 計		35,017,000	25,375,734	9,641,266	9,641,266

令和3年度 東京都保険者協議会関係業務会計

歳入

款	項	目	節	予算現額				調定額
				当初予算額	補正予算額	計	節(金額)	
1	負担金			15,743,000	0	15,743,000		11,019,559
	1	負担金		15,743,000	0	15,743,000		11,019,559
		1	負担金	15,743,000	0	15,743,000		11,019,559
			1 現年分				15,742,000	11,019,559
			2 未収繰越分				1,000	0
2	国庫支出金			15,742,000	0	15,742,000		15,458,000
	1	国庫補助金		15,742,000	0	15,742,000		15,458,000
		1	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	15,742,000	0	15,742,000		15,458,000
			1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金				15,742,000	15,458,000
3	諸収入			2,000	0	2,000		175
	1	諸収入		2,000	0	2,000		175
		1	預金利子	1,000	0	1,000		175
			1 預金利子				1,000	175
		2	雑入	1,000	0	1,000		0
			1 雑入				1,000	0
4	繰越金			1,000	3,529,000	3,530,000		3,529,000
	1	繰越金		1,000	3,529,000	3,530,000		3,529,000
		1	繰越金	1,000	3,529,000	3,530,000		3,529,000
			1 繰越金				3,530,000	3,529,000
歳入合計				31,488,000	3,529,000	35,017,000		30,006,734

歳入歳出決算事項別明細書

(単位:円)

収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	備考
11,019,559	0	0	
11,019,559	0	0	
11,019,559	0	0	
11,019,559	0	0	5団体負担金
0	0	0	
15,458,000	0	0	
15,458,000	0	0	
15,458,000	0	0	
15,458,000	0	0	令和3年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付額
175	0	0	
175	0	0	
175	0	0	
175	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
3,529,000	0	0	
3,529,000	0	0	
3,529,000	0	0	
3,529,000	0	0	令和2年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金
30,006,734	0	0	

歳出

款	項	目	節	予算現額				
				当初予算額	補正予算額	予備費支出 及び流用増減	計	節(金額)
1	総務費			5,995,000	△ 2,400,000	0	3,595,000	
	1	総務管理費		5,995,000	△ 2,400,000	0	3,595,000	
		1	一般管理費	5,995,000	△ 2,400,000	0	3,595,000	
			9 旅費					292,000
			11 需用費					100,000
			12 役務費					1,000
			13 委託料					3,200,000
			19 負担金、補助及び交付金					1,000
			27 公課費					1,000
2	事業費			10,512,000	0	0	10,512,000	
	1	事業費		10,512,000	0	0	10,512,000	
		1	育成指導費	4,529,000	0	0	4,529,000	
			8 報償費					871,000
			9 旅費					160,000
			11 需用費					213,000
			12 役務費					331,000
			13 委託料					715,000
			14 使用料及び賃借料					2,230,000
			19 負担金、補助及び交付金					9,000
		2	協議会費	2,976,000	0	0	2,976,000	
			1 報酬					1,000
			8 報償費					104,000
			9 旅費					4,000
			11 需用費					1,031,000
			12 役務費					737,000
			13 委託料					78,000

(単位:円)

支出済額	不用額	備考
1,300,401	2,294,599	
1,300,401	2,294,599	
1,300,401	2,294,599	
42,953	249,047	
30,444	69,556	
504	496	
1,226,500	1,973,500	ホームページ運用・保守料
0	1,000	
0	1,000	
4,289,787	6,222,213	
4,289,787	6,222,213	
2,575,172	1,953,828	特定保健指導等プログラム研修会【初級編】【専門職編】【中・上級編】 データ分析に関する研修会・保健事業に関する研修会
420,000	451,000	
8,400	151,600	
128,465	84,535	
178,172	152,828	
244,860	470,140	
1,595,275	634,725	
0	9,000	
1,479,861	1,496,139	保険者協議会、各部会(計16回)
0	1,000	
13,000	91,000	
340	3,660	
29,620	1,001,380	
513,128	223,872	
1,478	76,522	

歳出

款	項	目	節	予算現額				
				当初予算額	補正予算額	予備費支出 及び流用増減	計	節(金額)
			14 使用料及び賃借料					1,020,000
			19 負担金、補助及び交付金					1,000
		3	調査研究費	3,007,000	0	0	3,007,000	
			8 報償費					651,000
			9 旅費					1,000
			11 需用費					3,000
			12 役務費					1,000
			13 委託料					2,350,000
			14 使用料及び賃借料					1,000
		3	諸支出金	14,881,000	5,929,000	0	20,810,000	
		1	諸支出金	14,880,000	2,400,000	0	17,280,000	
		1	国民健康保険団体連合会支出金	14,880,000	2,400,000	0	17,280,000	
			19 負担金、補助及び交付金					17,280,000
		2	償還金及び還付金	1,000	3,529,000	0	3,530,000	
		1	償還金及び還付金	1,000	3,529,000	0	3,530,000	
			23 償還金、利子及び割引料					3,530,000
		4	予備費	100,000	0	0	100,000	
		1	予備費	100,000	0	0	100,000	
		1	予備費	100,000	0	0	100,000	
			歳出合計	31,488,000	3,529,000	0	35,017,000	

(単位:円)

支出済額	不用額	備考
922,295	97,705	
0	1,000	
234,754	2,772,246	
234,000	417,000	保険者の取組事例の構造化事業
754	246	
0	3,000	
0	1,000	
0	2,350,000	
0	1,000	
19,785,546	1,024,454	
16,256,546	1,023,454	
16,256,546	1,023,454	事務局(国保連合会)人件費
16,256,546	1,023,454	
3,529,000	1,000	
3,529,000	1,000	
3,529,000	1,000	令和2年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金
0	100,000	
0	100,000	
0	100,000	
25,375,734	9,641,266	

空白のページです。

第 3 号議案

令和 4 年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算補正について

(提案の趣旨)

令和 3 年度に交付された国庫補助金の精算に伴い、精算額を国に返還するため、
予算を補正することといたしたい。

別紙のとおり定めたい。

令和 4 年 7 月 12 日提出

東京都保険者協議会
会長職務代理者
副会長 元 田 勝 人

空白のページです。

令和 4 年度
東京都保険者協議会関係業務会計
歳入歳出予算補正

令和4年度東京都保険者協議会

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	4,631	4,632
	1 繰越金	1	4,631	4,632
歳入合計		29,298	4,631	33,929

関係業務会計歳入歳出予算補正

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 支 出 金		17,761	4,631	22,392
	2 償還金及び還付金	1	4,631	4,632
歳 出 合 計		29,298	4,631	33,929

令和4年度東京都保険者協議会関係業務

歳入

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	節(金額)	事項別計上説明
4	繰		越 金	1	4,631	4,632		
	1	繰	越 金	1	4,631	4,632		
		1	繰 越 金	1	4,631	4,632		
			1 繰 越 金				4,631	
歳入合計				29,298	4,631	33,929		

会計歳入歳出予算補正事項別明細書

歳 出

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	節(金額)	事項別計上説明							
3	諸	支	出	金	17,761	4,631	22,392		令和3年度国庫補助 返還金						
	2	償	還	金	及	び	還	付		金	1	4,631	4,632		
		1	償	還	金	及	び	還		付	金	1	4,631	4,632	
			23	償	還	金	、	利		子	及	び	割	引	料
歳 出 合 計				29,298	4,631	33,929									